

平成24年（2012年）9月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成24年9月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年9月11日（火）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

（早退議員）

10番 東 篤布

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	脇 博彦	税務課長	尾上公敏
住民課長	工門利弘	福祉保健課長	大谷眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課長	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	世古雅則
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美

学校教育課長

玉津武幸

生涯学習課長

松島保秀

監査委員

井上 寛

職務の為出席者

議会事務局長

谷 吉希

書

記

脇 俊明

書 記

上野隆志

書

記

玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

4番 太田哲生

5番 瀧本 攻

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**平野倅規議長**

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少し時間をいただきたいと思います。

本年7月30日に開催されました三重県町村議会議長会第64回定期総会において、町村議会議長として満5年以上の在職者に対する表彰と、町村議会議員として満13年以上の在職者への表彰が行われました。

本日ここに表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、川端龍雄議員、平野隆久議員、前の方へお願いいたします。

表彰状、紀北町 川端龍雄様。

あなたは議会議長として在職せられること多年この間よくその職務を尽くし、地方自治発展に貢献せられましたその御功績はまことに大であります。

本会は、そのご実績に深甚する敬意を表し、ここに記念品を贈り表彰いたします。

平成24年7月30日 三重県町村議会議長会 会長 飯田徳昭

どうもおめでとうございます。

(拍 手)

**平野倅規議長**

表彰状、紀北町 平野隆久様。

あなたは多年議会議員として地方自治の振興に尽くされそのご功績はまことに顕著であります。

よってここに記念品を贈り表彰いたします。

平成24年7月30日 三重県町村議会議長会 会長 飯田徳昭

どうもおめでとうございます。

(拍 手)

**平野倅規議長**

以上で、表彰状の伝達式を終了します。

ご協力ありがとうございました。

それでは、会議を進めます。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を、議会事務局長に朗読させます。

谷議会事務局長。

#### **谷吉希議会事務局長**

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読いたします。

日程、第1日、9月11日、火曜日、9時30分、本会議。開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託、なお一般質問の受付締切は、午後5時までとなっております。

第2日、9月12日、水曜日、休会。常任委員会開催予定日。

第3日、9月13日、木曜日、休会。常任委員会開催予定日。

第4日、9月14日、金曜日、休会。常任委員会開催予定日。

第5日、9月15日、土曜日、休日。

第6日、9月16日、日曜日、休日。

第7日、9月17日、月曜日、休会。

第8日、9月18日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、9月19日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、9月20日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問でございます。

第11日、9月21日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となります。

続きまして、平成24年9月紀北町議会定例会議事日程を朗読させていただきます。

平成24年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年9月11日、火曜日、9時30分開議。

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

- 第5 議案第40号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 第6 議案第41号 紀北町防災会議条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第42号 紀北町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第43号 紀北町道の路線認定について
- 第9 議案第44号 紀北町道の路線認定について
- 第10 議案第45号 紀北町道の路線認定について
- 第11 議案第46号 紀北町道の路線変更について
- 第12 議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第48号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第49号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第50号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計利益の処分について
- 第17 認定第1号 平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第2号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第3号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第4号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第5号 平成23年度紀北町水道事業会計決算認定について
- 第22 報告第6号 平成23年度健全化判断比率の報告について
- 第23 報告第7号 平成23年度公営企業にかかる資金不足比率の報告について
- 第24 請願・陳情案件

以上でございます。

**平野倅規議長**

これより本日の会議を開きます。

---

## 日程第1

**平野倅規議長**

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

4 番 太田哲生君

5 番 瀧本 攻君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 平野倅規議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 9 月 11 日から 9 月 21 日までの 11 日間にしたと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 9 月 11 日から 9 月 21 日までの 11 日間とすることに決定しました。

---

## 日程第 3

### 平野倅規議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

道路交通法違反による紀北町政治倫理審査会の審査結果を踏まえた、東篤布議員の謝罪の件については、6 月定例会において、本人の体調不良のため行うことはできませんでした。このことについて、改めて本人より町民の皆様方に謝罪の言葉を述べたいとの申し出を受けておりますので、ここで発言を許可いたしたいと思えます。

東篤布議員。

### 10番 東篤布議員

謝罪文

私、東篤布は、平成24年2月28日、静岡県富士市中里の東名高速道路上り線中里バス停付近において、無免許で乗用車を運転し、道路交通法違反の現行犯で逮捕されました。いかなる理由であろうとも、社会人として、また、議員として、犯してはならない罪を犯してしまいました。紀北町町民の皆様、並びに議会関係者、町長、議員の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心から懺悔し後悔しておる次第でございます。心から反省し、心からのお詫びを申し上げます。今後はこのようなことがないように、決意を固め、信頼の回復に努めますので、よろしく願いいたします。

平成24年9月11日 東篤布。どうもすみませんでした。

### 平野倅規議長

東議員においては、今後このようなことないよう十分気をつけていただきたいと思います。

去る9月4日に議会運営委員会が開催され、9月定例会に関する運営等について、協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、定例会に提案され受理した案件は、条例改正、補正予算等、一般議案が12件、認定案件が5件、報告が2件、合計19件となっております。また、請願4件、陳情1件を受理いたしております。要望書と意見書提出の依頼については、議員の棚に配付しております。

次に、決算審査については、議員の申し合わせにより、決算特別委員会を設置して審査することになっております。議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただきました結果、決算特別委員会の委員の定数は7名とし、構成については、総務財政常任委員会から2人、教育民生常任委員会から3人、産業建設常任委員会から2人を選出させていただきます。なお、議案については、本日の本会議において、追加議案として提出したいと思っております。各常任委員長において、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただくようお願い申し上げます。

また、本日、急きょ、町長から契約の締結案件についての追加議案が提出され、開会前の議会運営委員会で受理することとなりましたので、あわせて本日の追加議案として、提出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。なお、通告書の受付は、本日午前8時30分から受付を開始し、締切は午後5時までとなっております。

決算認定議案の説明などで、会議が長引くことも考えられますので、通告書の締切時間には、十分に注意してください。なお、質問の内容については、具体的に記載することとなっ

ており、単なる質問項目のみで、要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第 235条の2 第 1 項の規定による例月出納検査について、平成24年度普通会計の7月分と、平成24年度水道事業会計の7月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。

10月3日水曜日、午前10時から東紀州農業共済事務組合議会の開催、10月5日金曜日、午前10時から紀北広域連合議会、午後1時30分から紀北消防組合議会の開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席していただきますようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第 121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長らの出席がありましたので、ご報告いたします。

次に、会議における服装についてであります。9月30日までの会議はクールビズを実施することにいたしております。本会議については、上着を着装することとし、ノーネクタイとします。なお、ワイシャツについては華美なものは避けることをお願いいたします。常任委員会や全員協議会の会議においては、クールビズを実施します。また、議員バッジについては本会議は付けることとし、その他委員会等では義務付けしないことといたします。

次に、第7回紀北町高齢者福祉大会が、9月15日土曜日の午前10時から海山公民館において開催されます。多忙な折とは存じますが、ご出席のほどをお願いいたします。

次に、9月21日から9月30日までの10日間で、秋の交通安全運動が展開されます。議員並びに町関係職員、町民の皆様におかれましては、事故の悲惨な実態を深く認識され、人命尊重を町政の基本理念として、町民総ぐるみで決意を新たにして交通安全運動を強力に展開していくことが大切だと思っております。

また、9月27日午後3時半から、紀北教育会館において、交通安全ポスター優秀作品表彰式に引き続き、交通安全パレードを計画していると伺っております。町民一人ひとりの深いご理解と積極的なご協力によって、初めてその効果を期待しうるものであります。なにとぞ多くの方のご参加をお願い申し上げます。

次に、防災行政無線を用いた全国一斉の緊急情報の伝達試験が、9月12日に行われるとの



ことであります。通知文書を棚に配付させていただきましたので、ご覧ください。

最後に、常任委員会の開催についてであります。先ほど議決いただきました会期日程のとおり、12日から14日までの3日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告をさせていただきますと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4

### 平野倅規議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。早速ですが、本議会定例会にあたりまして、5件の行政報告をさせていただきます。

まず1件目は、公金支出差止等請求住民訴訟事件についてでございます。

平成24年8月8日開催の第3回紀北町議会臨時会で行政報告させていただきました、平成24年（行ウ）第9号、公金支出差止等請求住民訴訟事件に関しまして、原告から一部取下書が、津地方裁判所に提出され、裁判所を通して、8月28日に一部取下書が本町に届きました。

その内容であります。前回お配りいたしました訴状の2ページ目に記載しております、請求の趣旨第1項につきまして、「被告は、紀北町立紀北中学校改築事業におけるプール設置事業及び運動場整備の費用金3800万円の支払命令をしてはならない」という内容を、今般都合により取り下げるとなっております。これにより、第1項は、欠番となります。

第2項は、そのまま、「被告は、尾上壽一に対し、金9億5000万円を支払う請求せよ。」、第3項もそのまま、「訴訟費用は被告の負担する。」との判決を求めるといった内容になります。

この取り下げによりまして、請求原因中の関係個所を削除する。となっております。一部取下書は印刷して配付させていただきましたので、ご承知おきいただきますよう、お願いをいたします。

また、訴訟に関する経費につきましては、議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）に教育関係訴訟事業として、計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、財団法人紀北町開発公社の解散についてでございます。

財団法人紀北町開発公社は、昭和45年5月12日に財団法人海山町開発公社として設立され、町の開発計画に則り、公共用地の先行取得や土地造成などを実施してきました。

しかし、平成11年度の用地先行取得以降、町からの事業依頼がないのが現状です。

このような中、平成20年12月1日に、公益法人3法が施行され、これに伴い民法第34条の規定が削除され、当公社は平成25年11月30日までの期限付きで特例民法法人に移行していません。

当法人は、当期日までに公益財団法人または一般財団法人に移行申請を行うことができませんが、許可要件の公益目的事業に直接該当するものがなく、事業も継続して実施していないので、認可は極めて困難な状況にあります。

特例財団法人が解散する場合は、法人法第202条第1項各号に掲げる解散事由により解散することになり、一般的には、第1号の定款で定めた存続期間の満了の規定を用います。そのため、具体的な解散の手続きといたしましては、理事会において寄附行為の一部変更し、存続期間を定めることが、当法人の解散議決となります。

このようなことから、平成24年8月24日、第2回財団法人紀北町開発公社理事会を開催し、議案第4号 財団法人紀北町開発公社寄附行為の一部変更で、「公社の存続期間は、平成25年3月31日をもって満了する。」また、議案第5号 財団法人紀北町開発公社の財産処分及び残余財産の処分について「財団法人紀北町開発公社の財産の処分については、清算事務を迅速に行うため、基本財産と清算期間の運転資金を除き、解散までに紀北町に寄付するものとする。また残余財産につきましては、清算終了の日までにすべて紀北町へ寄付する」とする」を議案として上程し、可決されましたことを報告させていただきます。

次に、津波避難路整備に伴う土地の寄付についてでございます。

本町が整備しました津波避難路について、2件の用地について寄付の申し出があり、お受けすることいたしましたので、ご報告をいたします。

まず1件目は、海山区相賀地内で整備しました相賀新町公園地津波避難路整備において、「海山区相賀 776番地、古橋和可子様」より避難路の一部の宅地104.81㎡及び畑361㎡と、その他、共有名義の畑47㎡を、「紀伊長島区长島 854番地49、増井聡子様」・「東京都多摩市桜ヶ丘1丁目33番地の9、永谷正嗣様」・「愛知県瀬戸市西山町2丁目46番地の9、神谷慶子様」からご寄付をいただきました。

2件目は、紀伊長島区で整備をいたします萩原台津波避難路整備につきまして、紀伊長島区東長島 644番地8、北出嘉一様」から避難路整備箇所全部の山林 2,464㎡をご寄付いただきました。

皆様には心から感謝申し上げますとともに、今後、より一層、町民の皆様が安全で安心して暮らせるよう防災力の強化に努めてまいります。

次に、南海トラフの巨大地震の公表結果についてでございます。去る8月29日、南海トラフの巨大地震による、津波高・被害想定等が内閣府より発表されました。まず、津波高の想定につきましては、前回は、想定震源域の断層全体が同時に破壊されるものとして計算していたものが、今回の発表では破壊開始点から順次、破壊が広がっていくものとして計算しております。

紀北町内において、前回の発表では最大津波高が19.6m、1mの津波到達時間が10分以内となっていました。今回は、災害津波高が19m、1mの津波到達時間が8分となっております。前回の発表とほぼ同様の数値となっております。

次に、被害想定についてであります。公表は都道府県ごとの発表であり、紀北町に絞った詳細な被害想定は発表されておられません。それによりますと、三重県内で最悪の場合の建物全壊棟数は23万9,000棟に達し、死者数は4万3,000人で、うち3万2,000人が津波によるものとされております。

しかしながら早期避難ができれば、同じ条件でも2万6,000人にまで減少させることができると発表されています。このことから、町が従来目指している「より早く、より高く」を実践することで被害を軽減できることから、引き続き住民の防災意識向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、紀北町防災訓練の結果報告についてでございますが、去る9月2日に実施いたしました、平成24年度紀北町防災訓練について、ご報告をいたします。

今回の防災訓練はマグニチュード9.0以上、沿岸部震度7、内陸部震度6強の東海、東南海、南海地震の3連動の巨大地震の発生、それに伴う10m以上の大津波の来襲という想定の内

もと実施をいたしました。

各自主防災会において、その想定を踏まえ、高台への避難を重点に訓練を行っていただきました。当日の全参加者数は 5,171人で、昨年の 4,866人と比較して、305人、6.26%増と昨年より多くの方のご参加をいただき、防災意識の高まりを実感いたしました。参加人員の内訳といたしまして、町民の参加者が 4,777人、消防団員 204人、消防署員28人、役場職員 162人で行いました。

今後も町民一人ひとりの防災意識の向上と、町民、消防・行政機関の相互の連携強化に努めてまいります。また、議員の皆様におかれましても、各地区での訓練にご参加をいただき、大変ありがとうございました。

以上、5件をご報告いたしまして、9月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

#### **平野倅規議長**

以上で、行政報告を終わります。

お諮りします。

日程第5 議案第40号から、日程第21 認定第5号までの17件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

#### **平野倅規議長**

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第21までの議案17件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第40号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、水道の布設工事

監督者の配置基準等について町条例で定める必要があり、本条例を制定したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号 紀北町防災会議条例の一部を改正する条例であります。災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、防災会議の所掌事務等を改正する必要があり、本条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号 紀北町災害対策本部条例の一部を改正する条例であります。災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例中に引用する条項番号を改正する必要があり、本条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号 紀北町道の路線認定について

議案第44号 紀北町道の路線認定について

議案第45号 紀北町道の路線認定についてであります。本路線は熊野灘臨海公園に隣接した開発道路であり、沿道に住宅等が建設されていることから町道として管理していく必要があるため、町道として認定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 紀北町道の路線認定についてであります。町道鷺下1号線の一部につきまして、一般交通の用に供する必要がなくなったことから、道路の起点を変更いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,049万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億3,568万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,119万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,530万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,534万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,715万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであ

ります。

議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成23年度紀北町水道事業会計の未処分利益剰余金につきまして、減債積立金等に積立てたいので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成23年度紀北町水道事業会計決算認定について

この5件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の平成23年度の決算であります。認定第1号から第4号までは地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものであります。

以上、12件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長、訂正をお願いいたします。読み間違えたということでございます。議案第46号 紀北町道の路線変更についてというところを、路線認定についてと誤読したと指摘ありましたので、訂正をお願いいたします。変更でございます。よろしくお願いを申し上げます。

#### 平野倅規議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第40号についての内容説明を求めます。

橋倉水道課長。

#### 橋倉一樹水道課長

おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、ご説明させていただきます。

議案第40号をお願いします。

議案第40号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格

## 基準に関する条例

紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、町条例で定める必要が生じたためでございます。

次のページをお願いします。ここでいいます布設工事監督者とは、水道工事などにおきまして、発注者側の監督業務を行う職員に必要とされる資格でございます。また、水道技術管理者とは水道法において、水道事業者が必ず設置しなければならないと定めとなっていることから、水道業務における技術面での監督を担う職員でございます。

それでは、制定文でございますが、今回の条例の制定文につきましては、現行法令の基準を参酌することとされておりますので、現行の国の基準と同じとしております。

第1条では、条例の目的を定めたものでございます。町が経営する水道事業につきまして、水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者に必要な資格基準を定めることを目的としたものでございます。

次に、第2条では、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事の範囲を具体的に定めたものでございまして、水道施設の新設のほか増設もしくは改造にかかる工事などを定めております。

第3条では、布設工事監督者の資格要件を具体的に定めたものでございまして、学歴と水道に関する技術上の実務に従事した経験年数によって区分してしております。また、次の3ページでございますが、同条の第2項では、簡易水道事業の用に供する水道について、布設工事監督者の資格要件を定めております。

次に、第4条でございますが、第4条には水道技術管理者の資格について、その資格要件を具体的に定めたものでございます。布設工事監督者の資格要件と同様に、学歴と水道に関する技術上の実務に従事した経験年数によって、区分してしております。

次に、4ページでございますが、同条の第2項では、簡易水道等の水道技術管理者の資格

要件を定めたものでございます。

以上、いずれの資格にいたしましても、水道法で定められた資格基準を参酌して、新たに町の資格基準として条例で定めるものでございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 平野倭規議長

次に、議案第41号、議案第42号の内容説明を求めます。

五味危機管理課長。

#### 五味啓危機管理課長

それでは、議案第41号の内容について、ご説明を申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

議案第41号 紀北町防災会議条例の一部を改正する条例

紀北町防災会議条例（平成17年紀北町条例第144号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

災害対策基本法の一部を改正する法律が、平成24年6月27日施行されたことに伴い、防災会議の所掌事務等を改正し、防災会議と災害対策本部の役割を明確にすることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回、改正されました災害対策基本法の一部を改正する法律は、東日本大震災から得られた教訓を今後には生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織を充実するなどの改正が行われました。改正前の災害対策基本法では、地方防災会議は災害対策の総合的、計画的な推進を担う場であり、平時において防災計画を作成するほか、非常災害に際して防災に関する情報を収集すること及び緊急措置に関する計画を作成、実施することが所掌事務とされてきました。

これに対し、災害発生時、特に災害応急対策の段階では、地方防災会議では災害に関する情報収集等を行うより、災害対策本部において一元的に、それらの事務を行うことが効果的であると考えられたことから、両者の所掌事務について見直し、明確化を行ったものであります。一方で、地方公共団体の防災会議については、平時における防災会議に関する諮問的機関として、機能強化をするため、これまで規定がなかった地方公共団体の長の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議すること等を、所掌事務に追加することとし



たものであります。

また、あわせて多用な主体の意見が反映されるよう、自主防災組織を構成するもの等を委員に選任することとしております。このようなことから本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

それでは、新旧対照表の7ページをご覧ください。右が旧条例、左が新条例でございます。第2条第1項第2号の改正は、防災会議については平時における防災に関する諮問機関として機能強化するため、これまで規定がなかった地方公共団体の長の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議することを所掌事務に追加することとしたものでございます。

第3号は第2号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べる規定を追加することとしたものでございます。

第3条第5項第7号に、新たに委員として自主防災組織を構成するもの、または学識経験のある者のうちから町長が任命するものを追加したものでございます。

第6項では、6号から8号までの規定するものの任期を2年としております。

この条例は公布の日から施行するというところでございます。

続きまして、議案第42号の内容について、ご説明をいたします。議案書の9ページをご覧ください。失礼しました。議案書の8ページをご覧ください。

議案第42号 紀北町災害対策本部条例の一部を改正する条例

紀北町災害対策本部条例（平成17年紀北町条例第145号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

災害対策基本法の一部を改正する法律が、平成24年6月27日施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の災害対策基本法の一部改正は、災害対策本部の規定を都道府県災害対策本部と市町村対策本部にわたるなどの改正が行われ、本条例に関する対策基本法を引用しております条項番号について改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の10ページをご覧ください。右が旧条例、左が新条例でございます。

第1条中に引用しております災害対策基本法第23条第7項の規定を、第23条の2第8項の規定に改正するものでございます。この条例は公布の日から施行する。

せ 以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

#### 平野倅規議長

次に、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号の内容説明を求めます。

上村建設課長。

#### 上村康二建設課長

それでは、紀北町道の路線認定について、ご説明をさせていただきます。

議案書11ページ、議案第43号。議案書13ページ、議案第44号。議案書15ページ、議案第45号の紀北町道の路線認定につきましては、紀伊長島区東長島字城ノ濱地内の熊野灘臨海公園に隣接した開発道路で、沿道に住宅が建設されていることから、町道として管理していく必要があるため、それぞれ町道城ノ濱1号線、町道城ノ濱2号線、町道城ノ濱3号線として認定しようとするものであります。

今回、町道として認定案の3路線につきましては、昭和55年名古屋鉄道株式会社の宅地開発に伴い設置された道路でございます。道路敷地は名古屋鉄道株式会社の名義となっておりますが、南紀城ノ浜管理組合が維持管理を行っている道路でございます。このたび、名古屋鉄道株式会社から道路敷地について、紀北町に寄付されることとなり、町道として管理していく必要が生じたためでございます。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第43号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

#### 記

認定する路線名

路線名 町道城ノ濱1号線

起点 紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番15から

終点 紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番13まででございます。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、本路線は、熊野灘臨海公園に隣接した開発道路であり、沿道に住宅等が建設されていることから、町道として管理していく必要があるためでございます。

町道城ノ濱1号線の詳細につきましては、12ページの資料、平面図をご覧ください。平面

図に町道城ノ濱1号線の全体を赤線を表示しております。

起点が紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番15、終点が紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番13でございまして、赤丸が起点を、赤い矢印が終点を表しております。幅員につきましては、最小幅員が6m、最大幅員が12.5mで、道路延長につきましては1,528.6mでございます。

続きまして、議案書13ページをお願いをします。

議案第44号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

#### 記

認定する路線名

路線名 町道城ノ濱2号線

起点 紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番117 地内から

終点 紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番117 地内まででございます。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、本路線は、熊野灘臨海公園に隣接した開発道路であり、沿道に住宅等が建設されていることから、町道として管理していく必要があるためでございます。

町道城ノ濱2号線の詳細につきましては、14ページの資料、平面図をご覧ください。赤線を表示しておりますのが、町道城ノ濱2号線でございます。

起点が紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番117地内、終点が紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番117地内でございまして、赤丸が起点を、赤い矢印が終点を表しております。幅員につきましては、最小幅員が6.2m、最大幅員が12.5mで、道路延長につきましては467.0mでございます。

続きまして、議案書15ページをお願いをします。

議案第45号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

#### 記

認定する路線名

路線名 町道城ノ濱3号線

起点 紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番116 地内から

終点 紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番116 地内まででございます。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、本路線は、熊野灘臨海公園に接続した開発道路であり、沿道に住宅等が建設されていることから、町道として管理していく必要があるためでございます。

町道城ノ濱3号線の詳細につきましては、16ページの資料、平面図をご覧ください。赤線で表示しておりますのが、町道城ノ濱3号線でございます。

起点が紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番 116地内、終点が紀北町紀伊長島区東長島字城ノ濱3108番116地内でございます。赤丸が起点を、赤い矢印が終点を表しております。幅員につきましては、最小幅員が 6.2m、最大幅員が12.0mで、道路延長につきましては148.6mでございます。

以上で、議案第43号、議案第44号、議案第45号の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第46号について、ご説明をさせていただきます。議案書17ページをお願いいたします。

議案第46号 紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

#### 記

1. 路線名 町道鷺下1号線

2. 道路の区域、道路の区域につきましては、表の上段、旧区域は起点 紀北町海山区相賀字瀬尻1440番1地先、終点が紀北町海山区相賀字瀬尻1450番3地先で、幅員 4.0m、延長が 261.3m、表の下段、新の区域は、起点 紀北町海山区相賀字瀬尻1441番2地先、終点が紀北町海山区相賀字瀬尻1450番3地先で、幅員 4.0m、延長 112.4mでございます。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、国土交通省が整備する「道の駅等による防災拠点の整備」に伴い、町道鷺下1号線の一部について、一般交通の用に供する必要がなくなったことから、

「町道鷺下1号線」の起点を変更するためであります。

18ページの資料、平面図をご覧ください。道の駅海山の南側に隣接する町道鷺下1号線の路線図であります。平面図には赤い文字で、旧起点、新起点、終点と明記しておりますが、変更前の町道鷺下1号線は、旧起点から終点まで延長 261.3mでありましたが、今回、起点を旧起点から新起点に変更することにより、延長は 112.4mとなります。今回の路線変更により、旧起点と新起点の間、黒い太線の部分の延長 148.9mを道路区域から外し、国土交通省が整備する防災拠点施設用地として、緊急車両の待機場所及び物資集積スペースとして利用することから、今回、町道鷺下1号線の路線を変更をするものでございます。

なお、平常時におきましては、道の駅海山の駐車場として使用することが可能となっております。以上で、議案第46号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

#### 平野倅規議長

次に、議案第47号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

#### 堀秀俊財政課長

それでは、議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

平成24年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億 1,049万 8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億 3,568万 6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは5ページをご覧ください。

第2表、地方債補正、限度額の変更であります。過疎対策事業を3億 6,880万円から 930

万円増額して3億 7,810万円に、合併特例事業を12億 9,010万円から1億 3,270万円減額して11億 5,740万円に、緊急防災・減災事業を500万円から1億 6,880万円増額して、1億 7,380万円に変更するものであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第2目・民生費補助金は500万円を増額し、1億4,975万 5,000円とするものであります。三重県地域支え合い体制づくり事業補助金の増額で、要援護者台帳整備事業に充当するものでございます。

第3目・衛生費補助金は50万円を増額し、2,085万 5,000円とするものであります。がん予防・早期発見推進事業補助金の増額によるものであります。

第4目・農林水産業費補助金は518万 9,000円を増額し、1億 3,185万 4,000円とするものであります。新規就農者総合支援事業費補助金 227万 5,000円、農用地利用集積特別対策事業費補助金 175万円、有害鳥獣捕獲緊急対策事業費補助金 116万 4,000円の増額によるものでございます。

第8目・教育費補助金は1,168万 6,000円を増額し、1,343万 7,000円とするものであります。小中学校防災機能強化補助金の増額によるものであります。

第3項・委託金、第8目・教育費委託金は新たに15万円を増額するものであります。キャリア教育実践プロジェクト事業委託金の増額によるものであります。

9ページをご覧ください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は1億 2,000万円を減額するものであります。当初予算で、繰入計上した金額を今回の補正で繰戻しするものであります。

第2項、第1目・特別会計繰入金は40万 3,000円を増額するものであります。後期高齢者医療特別会計の前年度事業の精算によるものであります。

第18款、第1項、第1目・繰越金は3億 4,824万 3,000円を増額し、3億 5,824万 3,000円とするものであります。一般会計歳計剰余金の増額で、既計上分を含め、今回の補正により、平成23年度の実質収支額を全額予算計上いたしました。

10ページをご覧ください。

第19款・諸収入、第5項、第6目・雑入は1,392万 7,000円を増額し 5,276万 2,000円とするものであります。台風4号等の災害による町有財産建物災害共済金81万 7,000円、中日本高速道路株式会社からの高速自動車国道通過市町村関連公共施設等整備助成金 1,311万円

の増額によるものであります。

第20款、第1項・町債、第6目・土木債は 4,120万円を増額し、2億 1,420万円とするものであります。準用河川小松原谷川改修事業に合併特例事業債 3,240万円、熊野灘レク都市公園事業に、過疎対策事業債 880万円を充当増するものであります。

第7目・消防債は 420万円を増額し、8,420万円とするものであります。

消火栓新設事業に、過疎対策事業債50万円を充当増し、避難路整備事業及び避難路誘導灯設置事業は、合併特例事業債の充当の増減によるものであります。

以上で、歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算の説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第3目・財政管理費は、35万円を増額し 181万 3,000円とするものであります。旧財務会計システムサーバー機器類と、失礼しました。旧財務会計システムサーバー機器類撤去等、電算事務委託料の増額によるものであります。

第5目・財産管理費は2億 637万 2,000円を増額し、4億 1,358万 8,000円とするものであります。地区集会所管理事業で、台風4号の被害等による地区集会所修繕料93万 8,000円、基金管理事業で財政調整基金積立金2億 543万 4,000円の増額によるものであります。

第6目・企画費は79万 5,000円を増額し、8,917万 6,000円とするものであります。友好都市交流事業で、四條畷市市役所の展示ホールに、尾鷲ヒノキのPRを兼ねた展示ブースを設置するための経費の増額によるものであります。

第11目・一般訴訟費は 236万 4,000円を増額し 757万 6,000円とするものであります。教育関係訴訟経費の増額によるものであります。

12ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は 781万 9,000円を増額し、6億 3,651万 2,000円とするものであります。紀北広域連合への障がい者支援施設整備にかかる負担金 109万 7,000円及び新たに要援護者台帳整備事業費 672万 2,000円の増額によるものであります。

第3目・身体障害者福祉費は12万 6,000円を増額し、4億 140万 9,000円とするものであります。障がい者福祉システム改修に伴う障害者介護・訓練等給付事業費の増額によるものであります。

13ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は、83万1,000円を増額し、5億2,662万5,000円とするものであります。強風により被災した老人福祉センターの玄関等の窓ガラス修繕料18万円と台風4号により被災したデイサービスセンター外壁の修繕料65万1,000円を増額するものであります。

第4目・老人保健費は、2万1,000円を増額し、27万3,000円とするものであります。前年度の老人保健交付金の精算による返還金の増額によるものであります。

14ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第2目・保育所費は401万8,000円を増額し、3億8,018万5,000円とするものであります。志子保育所の外周フェンス修繕料80万5,000円及び私立保育所の障がい児等の増による事業補助金321万3,000円の増額によるものであります。

15ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は54万円を増額し、7,698万1,000円とするものであります。ガン検診事業費の増額によるものであります。

第3目・環境衛生費は16万5,000円を増額し、6,378万9,000円とするものであります。海山区長浜地区及び紀伊長島区出垣内地区の墓地環境整備にかかる補助金の増額によるものであります。

16ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は402万5,000円を増額し、5,258万7,000円とするものであります。人・農地プラン事業費の増額によるものであります。

第5目・農地費は556万円を増額し、5,442万7,000円とするものであります。一般土地改良事業で台風4号等により被災した農業用水施設等の修繕料230万円、農地防災事業で町内排水機場の布設調査委託料126万円、有害鳥獣駆除事業で捕獲報償費200万円の増額によるものであります。

17ページをご覧ください。

第2項・林業費、第3目・林業施設費は371万8,000円を増額し、1,039万円とするものであります。台風4号等による林道の修繕料の増額によるものであります。

18ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は57万4,000円を増額し、1,686万2,000円と



するものであります。水産総合企画事業で紀北町長島地区産地協議会設置に伴う事業負担金等の増及び環境省と連携した紀伊長島区赤野島のカワウ対策に要する経費の増額によるものであります。

第2目・水産業振興費は37万8,000円を増額し、1,511万6,000円とするものであります。漁業振興対策事業で白浦管轄地区出荷棧橋修繕補助金17万8,000円、外国人漁業研修生受入対策事業で、研修生増に伴う事業費補助金20万円の増額によるものであります。

第3目・漁港管理費は127万9,000円を増額し、2億5,753万7,000円とするものであります。漁港管理事業で流木処理及び漁港修繕等にかかる経費の増額によるものであります。

19ページをご覧ください。

第6款、第1項・商工費、第3目・観光費は248万6,000円を増額し、1億1,523万6,000円とするものであります。紀伊長島古里温泉の給湯配管等の修繕料の増額によるものであります。

20ページをご覧ください。

第7款・土木費、第3項・河川費、第2目・河川施設費は、河川改修及び維持補修事業の財源更正であります。

21ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第2目・公園費は880万円を増額し、3,314万3,000円とするものであります。県営公園事業負担金の増額によるものであります。

第4目・高速道路関連費は1,311万円を増額し、1,325万円とするものであります。高速自動車国道通過市町村関連公共施設等整備助成金を充当し、道路標識、看板設置等を実施する工事費の増額によるものであります。

22ページをご覧ください。

第8款、第1項・消防費、第3目・消防施設費は50万円を増額し、2,720万3,000円とするものであります。消火栓の新設工事費の増額によるものであります。

第4目・水防費は10万9,000円を増額し、709万5,000円とするものであります。5月の暴風雨災害により被災した汐ノ津呂排水機場ポンプ室、ドア等の修繕を実施するものであります。

第5目・災害対策費は1,916万円を増額し、1億6,048万9,000円とするものであります。災害対策事業で5月の暴風雨及び6月の台風4号の警戒に伴う職員時間外勤務手当等89万8,000円、非常用備蓄品購入費201万3,000円、防災行政無線管理事業で屋外子局の

修繕料等37万 1,000円、自主防災組織対策事業で自主防災倉庫整備工事費 455万円、地震・津波災害避難路整備事業で 1,132万 8,000円の増額によるものであります。

23ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第3目・教育振興費は15万円を増額し 247万 2,000円とするものであります。キャリア教育実践プロジェクト事業費の増額によるものであります。

24ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は 2,000万 1,000円を増額し、1億 4,036万 8,000円とするものであります。ガラス強化改修整備等を実施する経費の増額によるものであります。

25ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は 548万 4,000円を増額し、5,745万 1,000円とするものであります。中学校管理運営事業で紀北中学校の火災保険料等の増で74万 8,000円、中学校校舎等施設営繕事業で、ガラス強化改修整備等を実施する経費 473万 6,000円の増額によるものであります。

26ページをご覧ください。

第4項、第1目・幼稚園費は 120万 2,000円を増額し、1億86万 6,000円とするものであります。ガラス強化改修整備等を実施する経費の増額によるものであります。

27ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は41万円を増額し、1億 5,726万 4,000円とするものであります。児童図書館管理運営事業で、紀北教育会館の学習センター浄化槽修繕に16万円、人権教育事業で三重県人権同和教育研究大会負担金25万円の増額によるものであります。

2目・公民館費は15万 1,000円を増額し、2,987万 2,000円とするものであります。東長島公民館の事務室エアコンの購入経費を増額するものであります。

続きまして、28ページをご覧ください。

地方債の残高見込みに関する調書であります。次の29ページの合計欄をご覧ください。前年度末現在高は 118億 9,458万 6,000円でありまして、当該年度中、起債見込額が、今回の補正後で21億 6,750万円、当該年度中の元金償還見込額が13億 7,220万 2,000円であり、その結果、当該年度末現在高見込額は 126億 8,988万 4,000円となる見込みであります。

続きまして、30ページをお願いいたします。給与費明細書であります、1の特別職につきましては、今回補正はございません。

31ページをご覧ください。

一般職につきましては、5月2日の大雨、6月19日の台風6号に伴う職員の警戒出動による時間外勤務手当が89万8,000円の増額となり、補正後の総額としましては、12億5,906万8,000円となるものであります。

以上で、平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

#### 平野倅規議長

ここで11時5分まで、暫時、休憩いたします。

(午前 10時 51分)

---

#### 平野倅規議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11時 06分)

---

#### 平野倅規議長

次に、議案第48号から議案第49号についての内容説明を求めます。

工門住民課長。

#### 工門利弘住民課長

失礼いたします。それでは、議案第48号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,119万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億 2,530万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入からご説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・療養給付費等負担金につきましては13万 5,000円を減額して、5億 1,225万 3,000円とさせていただくものでありますが、平成24年度分の老人保健医療費拠出金の決定に伴い、療養給付費等負担金のうち老人保健医療拠出金分を減額するものでございます。

第6款、第1項、第1目ともに前期高齢者交付金につきましては、3,481万 7,000円を増額して8億 8,357万 1,000円とさせていただくものでありますが、社会保険診療報酬支払基金から交付される、前期高齢者交付金の決定に伴うものでございます。

第10款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金につきましては6,022万 3,000円を減額し0円とするものでありますが、当初予算で財政調整基金を取り崩すこととして計上しておりましたものを、歳計剰余金の予算化等により全額繰り戻ししようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第11款、第1項、第1目ともに繰越金であります。1億 1,672万 3,000円を増額して、1億 2,672万 3,000円とさせていただくものでありまして、前年度からの歳計剰余金でございます。

第12款・諸収入、第4項及び第7目が、雑入につきましては1万円を増額し、1万 1,000円とさせていただくものでありますが、前々年度の実績医療費拠出金の確定に伴う社会保険診療報酬支払基金から返還金でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、2万 9,000円を

増額し 526万 2,000円とさせていただくものですが、三重県国保広域化等支援方針に基づく収納業務共同化の一環として、国保連合会で実施することになった国民健康保険料の現年度告知未納者に対する電話催告業務委託料でございます。

9ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費の第1目から第4目までと、10ページの第2項・高額療養費の第1目から第4目までであります。前期高齢者交付金や後期高齢者支援金及び介護給付費納付金等の決定に伴い、財源を更正させていただくものでございます。

11ページをご覧ください。

第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費につきましては 145万円を増額して 345万円とさせていただくものであります。決算見込額を変更し、葬祭費29件分を追加しようとするものでございます。

12ページの第3款及び第1項が後期高齢者支援金等、第1目が後期高齢者支援金につきましては 2,842万 1,000円を増額して、2億 8,905万円に。第2目・後期高齢者関係事務費拠出金は1万円を減額して、2万 3,000円とさせていただくものであります。双方ともに納付金額の決定に伴うものでございます。

13ページをご覧ください。

第4款及び第1項が前期高齢者納付金等、第1目・前期高齢者納付金につきましては36万 3,000円を減額して、27万 4,000円に、第2目・前期高齢者関係事務費拠出金は1万円を減額し、2万 2,000円とさせていただくものであります。納付金額の決定に伴うものでございます。

14ページの第5款及び第1項が老人保健拠出金、第1目が老人保健医療費拠出金につきましては、28万 5,000円減額して0円に、第2目・老人保健事務費拠出金は 3,000円を減額して1万 6,000円とさせていただくものであります。これにつきましても、納付金額の決定に伴うものでございます。

15ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに介護納付金につきましては、2,336万 8,000円を増額して、1億 3,074万 7,000円とさせていただくものであります。介護給付費納付金の決定に伴うものでございます。

16ページの第9款及び第1項が基金積立金、第1目・財政調整基金積立金につきましては、3,588万 5,000円を増額して、3,588万 6,000円とさせていただくものであります。

平成23年度の歳計剰余金1億2,672万3,000円の中から財政調整積立金に積み立てるもの  
でございます。

17ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金の第1目・国庫支出金返納金及び第2目の  
県支出金返納金につきましては、それぞれ135万5,000円を新たに計上するものであります  
が、平成23年度の特定健康診査、保健指導等負担金を返還しようとするものでございます。

以上で、議案第48号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の  
説明を終わります。

続きまして、議案第49号の平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成24年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに  
よる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、歳入歳出予算の  
総額を歳入歳出それぞれ5億1,534万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予  
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入からご説明いたしますので、6  
ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては40万3,000円を新たに計上するもの  
であります。前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出をご説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金につきましては、40万3,000  
円を新たに計上するものであります。先ほど歳入でご説明申し上げました前年度の歳計剰  
余金を一般会計に戻そうとするものでございます。

以上で、議案第49号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）のご

説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 平野倅規議長

次に、議案第50号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

#### 大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第50号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 328万 4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億 7,715万 3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いします。第6款・繰越金、第1項・繰越金、第1目・繰越金、第1節・前年度繰越金は 328万 4,000円の歳計剰余金を増額するものです。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、予算の増減はございませんが、組替えを行うものでございます。内容としまして、需用費20万 7,000円の増額は、介護用ベットの修繕等でございます。

委託料 111万 1,000円の減額と使用料及び賃借料29万 9,000円の増額は、介護事務処理システムの変更に伴うものでございます。

備品購入費60万 5,000円の増額は、入所者の体を拭くタオルを保管する清拭車等を購入するものであります。

次に、8ページをお願いいたします。第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は、繰越金の歳計剰余金 328万 4,000円を紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### 平野倅規議長

次に、議案第51号についての内容説明を求めます。

橋倉水道課長。

#### 橋倉一樹水道課長

それでは、議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計利益の処分について、説明させていただきます。

議案19ページをお願いします。

議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第32条第2項の規定により、平成23年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり未処分利益剰余金 1,109万 5,551円のうち71万 5,908円を減債積立金に積立て、1,037万 9,643円を建設改良積立金に積立てたので、議会の議決を求めるものでございます。

平成24年 9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、次の20ページをお願いします。

企業会計の利益剰余金の処分につきましては、平成23年度までは地方公営企業法でその処分の規定がされていまして、ところが、平成24年度から地方公営企業法が改正されまして、処分につきましては、各事業体で条例を制定するか、もしくは議会の議決によるということになりました。この改正に伴いまして、23年度の未処分利益剰余金 1,109万 5,551円のうち、71万 5,908円を減債積立金に積み立て、1,037万 9,643円を建設改良積立金に積み立てにより処分したため、今回、議会の議決を求めたものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 平野倅規議長

続きまして、決算関係であります。まず最初に認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

井上代表監査委員。



## 井上寛監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

平成23年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成23年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成23年度紀北町育英基金運用状況調書

平成23年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成23年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

#### 2 審査の期間

平成24年7月9日から平成24年8月6日

#### 3 審査を実施した監査委員

井上 寛、東 清剛

#### 4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

### 第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められる。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

所 見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書等は適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

平成23年度は第2次行財政改革大綱及びアクションプログラム、第2次定員適正化計画が策定され、新たな計画のもと推進が図られ、一定の成果が得られた。

また予算執行においても、国の臨時的な施策に対し柔軟に対応し、本町にとって有利な財源の確保に努められ予算にも適切に反映、適正に執行されており、基金においても前年度に引き続き残高の増額が見られた。

経済情勢においては、東日本大震災の影響と電力供給の制約、欧州債務危機による金融不安と歴史的な円高などの外部環境の悪化もあり、先行き不透明な状況で推移し、低迷する国内経済と厳しい財政状況が続いており、世界景気にも減速感が広がっている。こうした状況が、景気を下押しするリスクとなっている。

このような状況の中、本町においては、町税はじめ、各種料金、使用料及び貸付金などの収納率に一部改善の兆しが見受けられるが、自主財源の減少が見られる。

自主財源の確保については、基金を活用して新たに三重県公募公債等の購入を行っているが、十分な計画を立てて、安全、有利な運用が望まれる。

また、投資的事業については、町内における経済の景気回復に繋がることから、今後も景気対策等に伴う国、県支出金や交付税算入率の高い起債借入等の財源を最大限に有効活用し推進を図っていただきたい。

今後も、厳しい社会情勢が予想される中で、財政面に限らず、行政運営の基本である公正性、公平性かつ透明性の確保を図りながら、長期的な展望にたった適切な運営に努められたい。

## 井上寛監査委員

続きまして、平成23年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

### 第1 審査の概要

#### 1. 審査の対象

平成23年度紀北町水道事業会計決算

#### 2. 審査の期間

平成24年6月22日から平成24年7月20日

#### 3. 審査を実施した監査委員

井上 寛、東 清剛

#### 4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

##### 第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

##### 所見

平成23年度の水道事業会計決算は、収入及び支出の状況から、経営においては安定している状況であると認められる。

事業運営については、紀北町水道事業基本計画、地域水道ビジョンの策定と紀北町上水道管理システムの構築がされ、現状把握が明確となり、より効率的な事業の推進が期待される。

建設改良事業においては、配水管の老朽化による布設替工事が実施されており、町民により安全で良質な水を安定的に供給するために大変重要であり、計画的な事業実施を行っていただきたい。

有収水量は、給水戸数、人口の減少に伴い減少傾向であり、高速道路建設も事業終了期が近づき、このことも減少の要因と見られる。また有収水量率も低下している。配水管は既に老朽化している箇所が多数あり、早期の布設替えの必要性が認められる。

水道使用料については、業務手順の効率化などが図られ、職員による納付指導の強化も行われており、このような取り組みの結果、収納率の向上が見られた。

最後に、水道事業の運営に当たって、町民に安心して安全な水を安定供給することはもとより、公営企業の基本原則である企業の経済性の発揮と公共の福祉を増進することを踏まえ、健全な経営に努められたい。以上でございます。

#### 平野倅規議長

続いて、会計管理者より水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細説明を求めます。

平谷会計管理者。

## 平谷卓也会計管理者

それでは、平成23年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたします。

説明にあたりまして、各会計の収入済額と支出済額は款のみとさせていただき、項以降の説明につきましては、主要な事業の説明とさせていただきます。

それでは、認定第1号 平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、説明させていただきます。議案書の21ページをご覧ください。

認定第1号 平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の13ページからの平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。と思います。

歳入でございます。第1款の町税でございますが、町税全体の調定額は18億3,941万4,764円、これに対しまして収入済額は15億6,678万7,414円で、徴収率は85.18%、前年度が84.02%でありましたので1.16%の増となり、このうち現年度分の徴収率は96.52%、滞納繰越分の徴収率は、24.49%であります。

第2款・地方譲与税の収入済額は7,661万8,093円であります。

第3款・利子割交付金の収入済額は614万9,000円。

第4款・配当割交付金の収入済額は341万8,000円。

15ページをご覧ください。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は85万6,000円。

第6款・地方消費税交付金の収入済額は1億6,438万6,000円。

第7款・自動車取得税交付金の収入済額は2,148万2,000円であります。

第8款・地方特例交付金の収入済額は3,975万5,000円。

第9款・地方交付税の収入済額は43億3,547万8,000円。

第10款・交通安全対策特別交付金の収入済額は224万1,000円。

第11款・分担金及び負担金の収入済額は9,766万5,906円で、主な収入は第2項・負担金の民生費負担金では私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金などでありま

す。。

17ページをご覧ください。

第12款・使用料及び手数料の収入済額は1億4,637万4,565円で、主な収入は第1項・使用料の商工使用料では、温泉施設使用料、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料、土木使用料の町営住宅使用料などであり、第2項・手数料の主な収入は、総務手数料の戸籍住民手数料であります。

19ページをご覧ください。

次に、第13款・国庫支出金の収入済額は9億5,584万5,824円で、主な収入は第1項の国庫負担金では民生費負担金の障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、子ども手当交付金などであり、

第2項の国庫補助金の主な収入は、総務費補助金では地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金。教育費補助金では学校施設環境改善交付金などであり、

21ページをご覧ください。

第14款・県支出金の収入済額は9億2,079万5,473円で、第1項の県負担金では民生費負担金の国民健康保険基盤安定事業費負担金、障害者介護給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金、保育所運営費負担金などが主な収入であります。

第2項の県補助金の主な収入は、総務費補助金では三重県市町村合併支援交付金。民生費補助金では心身障害者医療費補助金、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金。衛生費補助金では子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特例交付金、23ページの農林水産業費補助金では森林整備加速化・林業再生事業補助金、漁港海岸保全事業費補助金。商工費補助金では、ふるさと雇用再生特別交付金や緊急雇用創出事業臨時特例交付金などであり、

第3項の委託金では、総務費委託金の個人県民税徴収取扱委託金、選挙費委託金などが主な収入であります。

25ページをご覧ください。

第15款・財産収入の収入済額は2,151万5,798円で、主な収入は第2項の財産売払収入で立木売払収入などであり、

第16款・寄附金の収入済額は480万7,047円で、主な収入は産地水産業強化支援事業寄附金であります。なお、総務費寄附金につきましては、ふるさと寄附金で、上野起功様、岩崎幸雄様、渡部愛様、服部吉樹様より、それぞれご寄付を受けたものであります。

また、一般寄附金につきましては、喜楽鉱業株式会社様から創業50周年記念事業といたしまして、松永勝彦様からは福祉目的として。相賀小学校二七会、引本小学校二七会様からは地域振興のため。日本土木工業株式会社様からは歳末助け合い運動の協賛金として、また伊勢志摩ふるさと交流会、会長三浦照幸様から、東日本大震災に伴う被災自治体の復興支援として、ご寄付を受けたものであります。

第17款・繰入金の収入済額は 9,311万 1,263円で、主な収入は第1項の基金繰入金では、27ページの災害援護資金償還事業基金からの繰入金であります。第2項の特別会計繰入金は後期高齢者医療特別会計からの繰入金であります。

第18款・繰越金の収入済額は5億 1,941万 9,732円で、前年度の歳計剰余金であります。

第19款・諸収入の収入済額は1億 7,917万 3,442円で、主な収入は第3項の貸付金元利収入では奨学金貸付金返還金と、災害援護資金貸付金償還金。第4項の受託事業収入では、民生費受託事業収入の老人ホーム入所者受託事業と、地域支援事業受託事業などの老人福祉費受託事業収入であります。

29ページの第20款・町債の収入済額は12億 1,640万円となり、総務債では合併特例事業債、過疎対策事業債。農林水産業債では合併特例事業債。土木債での主なものは過疎対策事業債で町道船津駅前線道路改良事業債、町道相賀本地2号線道路整備事業債など。消防債では地震・津波災害避難路整備事業など。

31ページの教育債では合併特例事業債で紀北中学校改築事業。第10目の臨時財政対策債であります。

以上、歳入合計は予算現額 104億 4,618万 5,000円に対する調定額は 106億 9,765万 6,329円であります。調定額に対しましての収入済額が 103億 7,227万 9,557円と、第1款・町税の不納欠損額は 951万 3,456円。

第1款・町税、第11款・分担金及び負担金、第12款・使用料及び手数料、第19款・諸収入をあわせた収入未済額が、3億 1,586万 3,316円とあいなりました。

続きまして、33ページからの歳出をご説明いたします。

第1款・議会費の支出済額は1億 2,975万 8,623円で、主な支出は議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費であります。

第2款・総務費の支出済額は18億 525万 1,759円で、主な支出は第1項の総務管理費の一般管理費では特別職人件費、職員人件費、嘱託職員賃金、総合住民情報システム管理費、東日本大震災見舞金など。

35ページの文書広報費ではケーブルテレビ行政放送事業、文書取扱事務経費。

財産管理費は庁舎・公用車の維持管理、購入経費、地区集会所建設事業をはじめ、財政調整基金、地域づくり事業基金、地域振興基金などへの積立金であります。

37ページ、企画費は地方バス運行対策事業、高度情報化推進事業などに要した経費であります。

支所及び出張所費は、嘱託職員賃金、紀伊長島総合支所の管理経費など。

39ページ、第2項の徴税費の税務総務費は職員人件費や、税務一般事務費に。賦課徴収費は町税の賦課徴収の事務に要した経費であります。

41ページ、第3項・戸籍住民基本台帳費は、職員人件費、嘱託職員賃金、戸籍電算管理事業などに要した経費であります。第4項の選挙費は、職員人件費や知事選挙。43ページの県議会議員選挙の執行などに要した経費であります。

なお、33ページに戻っていただきまして、第1項・総務管理費、34ページの第1目・一般管理費に記載されております繰越明許費の4,047万3,000円は、総合住民情報システム運営事業を、平成24年度へ繰越すものであります。

43ページをご覧ください。

第3款・民生費の支出済額は24億849万9,580円で、主な支出は第1項・社会福祉費の社会福祉総務費は、職員人件費や国民健康保険事業特別会計への繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、紀北広域連合運営事業に。45ページ身体障害者福祉費では、心身障害者医療費助成事業、障害者介護・訓練等給付事業などに。国民年金事務費は職員人件費や年金事務に要した経費であります。

第2項の老人福祉費の老人福祉総務費は、老人福祉施設措置事業、介護予防の地域支援事業、後期高齢者医療特別会計の繰出金に。47ページ、養護老人ホーム費は、職員人件費や養護老人ホーム管理運営事業に。

第3項の児童福祉費の児童福祉総務費は、子育て支援センター設置事業に。49ページ、保育所費は、職員人件費や児童の保育事業などに要した経費で、児童措置費は、子ども手当等支給事業。母子福祉費は、一人親家庭等医療費助成事業と、乳幼児医療費助成事業などに要した経費であります。

51ページの第4項・災害救助費は、災害援護資金の償還事業に要した経費であり、三重県への償還金の支払いや、災害援護資金償還事業基金へ積み立てたものであります。

第4款・衛生費の支出済額は、9億1,172万4,033円で、主な支出は、第1項の保健衛生

費の保健衛生総務費では、職員人件費、嘱託職員賃金や救急医療対策事業負担金に。

予防費では、予防接種事業、母子健診事業、がん検診事業などに。53ページの環境衛生費では、火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業などに要した経費であります。

第2項・清掃費の清掃総務費は、職員人件費。塵芥処理費はリサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、不燃物処理施設管理事業などに。55ページのし尿処理費はし尿処理場の管理運営等に要した経費であります。

第3項の上水道費は、簡易水道企業債償還等のための繰出金であります。第5款・農林水産業費の支出済額は、4億9,519万6,091円で、主な支出は57ページ、第1項・農業費の農業総務費では、職員人件費、東紀州農業共済事務組合負担金、県営中山間地域総合整備事業費負担金に。農地費では、海岸環境整備事業や一般土地改良事業、農地防災事業などに要した経費であります。

59ページの第2項・林業費、林業総務費は、職員人件費に。林業振興費では、森林整備地域活動支援交付金事業。林業施設費は森林整備加速化・林業再生基金事業に。町有林造成費は、職員人件費や町有林の造成などに要した経費であります。

61ページの第3項・水産業費、水産業総務費は職員人件費に。63ページの水産業振興費は漁業振興対策事業にかかる各種補助金や、水産資源増殖のための種苗放流事業などに要した経費でございます。

59ページに戻っていただきまして、第2項・林業費、第3目・林業施設費に記載されております繰越明許費1,039万円は、森林整備加速化・林業再生基金事業、63ページ、第3項、第2目・水産業振興費に記載されております繰越明許費231万5,000円は漁業振興対策事業と第3目・漁港管理費に記載されております繰越明許費1億8,836万5,900円は三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業に要する経費で、それぞれ平成24年度へ繰り越すものであります。

第6款・商工費の支出済額は、2億5,291万522円で、主な支出は、第1項の商工費の商工総務費では、職員人件費。商工業振興費では、中小企業指導育成事業などに。65ページの観光費、観光活性化対策事業、温泉施設管理運営事業、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業、ふるさと雇用再生特別基金事業などに要した経費であります。

第7款の土木費の支出済額は、4億9,684万6,804円で、主な支出は、第1項の土木管理費の土木総務費では、職員人件費や地籍調査事業などに。



67ページ、第2項・道路橋りょう費の道路橋りょう総務費では、職員人件費に。道路橋りょう維持費では町道の維持補修事業に。道路橋りょう新設改良費では、町道小山山側線道路改良工事、町道船津駅前線道路改良工事、町道船津小笠原2号線道路改良工事などに。

69ページの第3項・河川費の河川総務費では、海岸環境清掃業務委託事業などに。第4項の港湾費の港湾管理費では、港湾環境清掃業務委託事業などに要した経費であります。

第5項の都市計画費、71ページの公園費では、県営公園事業負担金などに。第6項の住宅費では、町営住宅の管理に要した経費などであります。

69ページに戻っていただきまして、第3項・河川費、第3目・砂防費に記載されております、繰越明許費の882万4,457円は、急傾斜地崩壊対策事業。また第5項・都市計画費、71ページ、第2目・公園費に記載されております繰越明許費の391万5,000円は、県営公園事業負担金を平成24年度へそれぞれ繰り越すものであります。

71ページに戻っていただきまして、第8款・消防費の支出済額は6億3,592万8,419円で、主な支出は、第1項・消防費の常備消防費では、三重紀北消防組合への負担金。非常備消防費では、消防団出動事業、消防団員活動事業。73ページ、消防施設費では中ノ島防火水槽新設工事に。災害対策費では防災行政無線管理事業などに要した経費でございます。

第3目・消防施設費に記載されております繰越明許費120万円は、消防機械器具整備管理事業を。第5目・災害対策費に記載されております繰越明許費572万円は、地震津波災害避難路等整備事業を、平成24年度へそれぞれ繰り越すものであります。

次に、75ページ、第9款・教育費の支出済額は、13億4,111万7,444円で、主な支出は第1項の教育総務費の事務局費では職員人件費などに。77ページ、第2項・小学校費では、小学校11校の管理運営に要した経費、79ページの第3項・中学校費では、中学校4校の管理運営に要する経費のほか、学校建設費では紀北中学校改築工事などに。第4項の幼稚園費では、職員人件費、幼稚園3園の管理運営に要した経費であります。

81ページ、第5項の社会教育費の社会教育総務費では、職員人件費などに。公民館費では公民館の管理運営に。

83ページの郷土資料館費では、郷土資料館の管理運営費に。文化財調査費では、特別天然記念物カモシカ食害対策事業などに要した経費であります。

第6項の保健体育費の保健体育総務費では、社会体育団体活動費等助成事業に。

85ページの給食施設費では学校給食センター等給食施設の管理運営に。

体育施設費では、町体育館、赤羽公園などの管理運営に要した経費であります。

第10款の災害復旧費の支出済額は 4,663万 1,164円であり、第2項・農林水産施設災害復旧費では、林道三ツ谷線、鍛冶屋又南線災害復旧工事に、第3項の公共土木施設災害復旧費では町道田山線道路災害復旧工事、準用河川摺地川河川災害復旧工事などに要した経費であります。

第2項・農林水産施設災害復旧費、第3目・林業施設災害復旧費に記載されております、繰越明許費 3,150万 4,739円は、林道災害復旧事業として、87ページ第3項、第1目・道路橋りょう災害復旧費 2,349万 1,100円は、町道下河内大野内線道路災害復旧工事と、2目・河川災害復旧費に記載されております繰越明許費の 1,571万 6,050円は、普通河川有久寺川河川災害復旧工事に要する経費として、平成24年度へそれぞれ繰り越すものであります。

続きまして、87ページ、第11款・公債費の支出済額は14億 2,248万 2,573円で、公債費元金と利子の償還であります。

第14款の予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は予算現額 104億 4,618万 5,000円に対しまして、支出済額は99億 4,634万 7,012円、繰越明許費繰越額が3億 3,191万 5,246円、その結果、差引不用額は1億 6,792万 2,742円とあいなりました。

89ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額 103億 7,228万円から、歳出総額99億 4,634万 7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は4億 2,593万 3,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源 6,769万円を差し引いた3億 5,824万 3,000円を実質収支額として、平成24年度へ繰り越すものであります。

続きまして、財産に関する調書についてご説明いたします。

前年度に比べ増減のあったところのみ説明させていただきます。

それでは、91ページからの財産に関する調書をご覧ください。

1 公有財産 (1) 土地及び建物でございますが、土地について区分欄の公共用財産、その他の施設の土地が 1,199㎡増となっておりますが、これは志子奥集会所敷地、片上二区集会所敷地として寄付されたものと、長浜集会所敷地を取得したものであります。

建物の木造について、区分欄、公共用財産の公営住宅87㎡減は、小山団地58㎡と中ノ島団地28.9㎡を取り壊したもので、その他の施設の 167㎡の増は、志子奥集会所建設によるものであります。建物の非木造について、区分欄、公共用財産、その他の施設 195㎡の減は、旧志子奥教育集会所取り壊しによるものであります。

92ページをご覧ください。

(4)の出資による権利のところ、出資金が、全国遠洋沖合漁業信用基金協会で30万円の増額となっておりますが、これは増資によるものであります。

93ページをご覧ください。

3の基金につきましての増減であります、主なものといたしましては、区分、動産有価証券のところでは2億3,998万円の増額となっておりますが、これは地域振興基金の中から債券を購入したことによるものであります。

預金一般会計では、財政調整基金で5億1,840万8,000円、減債基金で4,058万6,000円、地域づくり事業基金で9,428万4,000円を積み立てております。地域振興基金では1億1,935万円の減となっておりますが、今年度の積立分1億2,063万円とあわせて2億3,998万円を債券購入にあてたものであります。また、福祉事業基金で392万1,000円と、住民生活に光をそそぐ基金929万3,000円を取り崩し、小計では5億2,632万2,000円の増。

特別会計のところでは、国民健康保険財政調整基金で5,220万7,000円を積み立てており、小計で5,220万7,000円の増、基金全体では平成23年度中に8億1,850万9,000円を増額いたしております。

---

**平野倅規議長**

昼食のため午後1時まで暫時、休憩いたします。

(午後 0時 00分)

---

**平野倅規議長**

休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時 00分)

---

**平野倅規議長**

平谷管理者。

平谷卓也会計管理者

それでは、午前中に引き続きまして、認定第2号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の22ページをご覧ください。

認定第2号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書 102ページからの平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

歳入でございます。

第1款の国民健康保険料の調定額は6億1,427万9,882円で、これに対し、収入済額は4億6,264万2,351円で、収納率は75.31%、前年度は76.14%でありましたので、0.83%の減となり、このうち現年度分の収納率は94.02%、過年度分の収納率は11.52%であります。

第3款・使用料及び手数料の収入済額4万6,800円は、保険料の督促手数料であります。

第4款・国庫支出金の収入済額は6億298万4,808円で、第1項の国庫負担金は療養給付費等負担金と104ページ、高額医療費共同事業負担金などであります。

第2項の国庫補助金は医療費の支払いに対する財政調整交付金などであります。

第5款・療養給付費交付金の収入済額は1億9,353万4,372円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費に対する交付金であります。

第6款・前期高齢者交付金の収入済額は7億7,512万483円で、社会保険診療報酬支払基金からの保険者間の負担の不均衡を調整するための交付金であります。

第7款・県支出金の収入済額は1億1,884万1,958円で、第1項の県負担金は高額療養費共同事業負担金など、第2項の県補助金は県財政調整交付金であります。

106ページをご覧ください。

第8款・共同事業交付金の収入済額は3億1,056万9,860円で、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する三重県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。

第9款・財産収入の収入済額は1万2,806円で、国民健康保険財政調整基金の運用利子であります。

第10款・繰入金の収入済額は1億5,425万6,890円で、一般会計からの繰入金であります。

第11款・繰越金の収入済額は1億3,130万8,837円で、前年度の歳計剰余金であります。

第12款・諸収入の収入済額は1,689万5,100円で、108ページ、一般被保険者第三者行為損害賠償金などがあります。

歳入合計では、予算現額27億8,067万円に対する調定額は29億1,785万1,796円であります。調定額に対しまして収入済額が27億6,621万4,265円、不納欠損額802万9,626円、収入未済額が1億4,360万7,905円とあいなりました。

続きまして110ページからの歳出をご説明いたします。

第1款・総務費の支出済額は4,357万8,855円で、主な支出は第1項の総務管理費では職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金。第2項の徴収費では、保険料の賦課徴収などに要した経費であります。

第2款・保険給付費の支出済額は18億7,216万9,870円で、主な支出は112ページ、一般及び退職被保険者の診療報酬と高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどに要した経費であります。

114ページをご覧ください。

第3款・後期高齢者支援金等の支出済額は2億5,674万9,090円で、主な支出は後期高齢者支援金等を社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

第4款・前期高齢者納付金等の支出済額は76万4,531円で、前期高齢者納付金等を社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

第5款・老人保健拠出金の支出済額は1万8,600円で、社会保険診療報酬支払基金への老人保健事務費としての拠出金であります。

第6款・介護納付金の支出済額は1億1,981万6,395円で、社会保険診療報酬支払基金への介護納付金であります。

116ページをご覧ください。

第7款・共同事業拠出金の支出済額は2億6,803万2,432円で、高額医療費等の共同事業を行ったための三重県国民健康保険団体連合会への拠出金であります。

第8款・保健事業費の支出済額は1,374万1,190円で、特定健康診査等事業、保健衛生の普及などに要した経費であります。

第9款・基金積立金の支出済額は5,220万6,806円で、国民健康保険財政調整基金への積

立金であります。

第10款・公債費の支出はございませんでした。

118ページをご覧ください。

第11款・諸支出金の支出済額 1,241万 3,103円は、平成22年度療養給付費等負担金の返還、平成22年度国民健康保険特定健康診査、保健指導負担金等の交付額の確定による返還などに要した経費であります。

第13款の予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額27億 8,867万円に対しまして、支出済額が26億 3,949万 872円となり、その結果、差引不用額1億 4,117万 9,128円とあいなりました。

120ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は27億 6,621万 4,000円から、歳出総額26億 3,949万 1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1億 2,672万 3,000円となり、これを平成24年度へ繰り越すものであります。

#### 平谷卓也会計管理者

続きまして、認定第3号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の23ページをご覧ください。

認定第3号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書 127ページからの平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

歳入でございます。

第1款・後期高齢者医療保険料の調定額は1億 2,397万 9,146円、収入済額は1億 2,167万 3,880円で、収納率は98.14%であります。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は3,760円で、後期高齢者医療保険料にかかる督促手数料の収入であります。

第4款・繰入金の収入済額は3億 5,575万 5,743円で、一般会計からの繰入金であります。

第5款・繰越金の収入済額は2,512万 9,665円で、前年度の歳計剰余金であります。

第6款・諸収入の収入済額は468万3,274円で、後期高齢者医療保険料還付金と、平成22年度療養給付費負担金の精算金であります。

以上、歳入合計は、予算現額5億1,155万円に対する調定額は、5億955万1,588円であります。調定額に対しまして収入済額が5億724万6,322円、不納欠損額は17万1,319円、収入未済額は213万3,947円とあいなりました。

続きまして、129ページからの歳出をご説明いたします。

第1款・総務費の支出済額は1,154万5,526円で、主な支出は第1項の総務管理費で職員人件費や、後期高齢者医療電算システム保守委託などに要した経費であります。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は4億6,548万5,734円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

第4款・諸支出金の支出済額は2,981万2,939円で、主な支出は後期高齢者医療特別会計の前年度精算による一般会計への繰出金であります。

以上、歳出合計は、予算現額5億1,155万円に対しまして、支出済額が5億684万4,199円となり、その結果、差引不用額は470万5,801円とあいなりました。

131ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額5億724万6,000円から、歳出総額5億684万4,000円を差し引いた歳入歳出差引額は40万2,000円となり、これを平成24年度へ繰り越すものであります。

#### 平谷卓也会計管理者

続きまして、認定第4号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の24ページをご覧ください。

認定第4号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

138ページからの平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款・サービス収入の収入済額は1億5,837万163円で、居宅介護サービス及び施設介護サービスによる収入であります。

第4款・寄附金の収入済額は1万円で、老人ホーム赤羽寮夏祭り協賛金として、まるみ食品様より寄付を受けたものであります。

第5款の繰入金の収入済額はございませんでした。

第6款の繰越金の収入済額は2,979万168円で、前年度の歳計剰余金であります。

第7款・諸収入の収入済額は481万7,036円で、主な収入は第3項・利用料減免補助金で、紀北広域連合からの利用者負担額軽減措置にかかる補助金、第4項・介護職員処遇改善交付金で、国民健康保険団体連合会から交付されるものであります。

140ページ、歳入合計は、予算現額2億13万5,000円に対する調定額は1億9,298万7,367円であります。調定額に対しまして、収入済額は1億9,298万7,367円、収入未済額は0円とあいなりました。

続きまして、142ページからの歳出をご説明いたします。

第1款・総務費の支出済額は1億8,349万6,985円で、職員人件費や事務、施設管理などに要した経費であります。

第2款・サービス事業費の支出済額は620万5,202円で、居宅介護サービス事業に要した賃金や需用費などであります。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

144ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額2億13万5,000円に対しまして、支出済額が1億8,970万2,187円となり、その結果、差引不用額は1,043万2,813円とあいなりました。

146ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億9,298万7,000円から、歳出総額1億8,970万2,000円を差し引いた歳入歳出差引額は328万5,000円となり、これを24年度へ繰り越すものであります。

以上、一般会計ほか特別会計3件につきまして、決算の概要を説明させていただきました。十分ご審議のうえ、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

#### **平野倅規議長**

次に、認定第5号についての詳細説明を求めます。

橋倉水道課長。

#### **橋倉一樹水道課長**

認定第5号 平成23年度紀北町水道事業会計決算認定について内容を説明させていただきます



ます。

議案書の25ページをお願いします。

認定第5号 平成23年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成23年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書のほうの内容でございますが、決算書の13ページをお開きお願いします。

平成23年度紀北町水道事業報告書でございます。

（1）の概況でア総括事項

（ア）収益的収支

総収益は3億7,573万8,467円（消費税込額3億9,379万2,134円）、総費用は3億6,464万2,916円（消費税込み額3億8,191万9,763円）となり、その結果、収支差引におきまして1,109万5,551円の純利益を生じ、前年度繰越利益剰余金8,173万3,427円と合わせますと9,282万8,978円の当年度未処分利益剰余金となりました。

（イ）資本的収支

資本的収入の総額は9,026万3,652円で、主なものは補助金6,286万3,652円です。

一方、資本的支出の総額は2億4,003万4,399円で、この内、建設改良費は7,589万5,287円で、主なものとしまして、紀北町水道事業基本計画、地域水道ビジョンの策定、紀北町上水道管理システムの構築を行い、紀伊長島区において、古里・道瀬簡易水道統合整備事業として、古里2工区と古里3工区の配水管布設替工事を実施いたしました。このほか、前年度からの繰越事業である町道小山山側線道路改良工事に伴う配水管支障移転工事（その2）と、古里・道瀬地区配水管布設替工事、道瀬2工区が完成いたしました。

次に、企業債本年度借入高は6,060万円でございます。償還高は2億173万9,112円で、本年度末の企業債未償還残高は18億7,195万4,120円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,977万747円は、当年度分消費税資本的収支調整額53万7,186円、過年度分損益勘定留保資金140万8,003円、当年度分損益勘定留保資金1億3,744万5,915円、建設改良積立金1,037万9,643円で補てんいたしました。

以上が水道事業の概況であります。

今後も適正な設備投資や有収率の向上に努めるなど、経営の健全化と給水の安定化に一層の努力をしております。

次に、戻りまして、2ページから3ページをお願いします。

ここでは税込みの額で示しております。

まず、(1) 収益的収入及び支出の収入でございます。第1款・水道事業収益の決算額は、3億9,379万2,134円で、予算額に対し339万6,134円の増となっております。

第1項・営業収益の決算額は2億6,528万6,873円で、主なものとしましては、紀伊長島区と海山区の上水道の水道使用料でございます。本年度の徴収率は87.6%で、現年度分は98.05%、過年度分は19.49%でありました。

次に、第2項・営業外収益の決算額は103万1,456円で、主なものは預金利息、上水道企業債償還利子にかかる一般会計からの補助金であります。

次に、第3項・簡易水道営業収益の決算額は1億1,399万3,083円で、主なものは紀伊長島区と海山区の簡易水道の水道使用料でございます。

次に、第4項の簡易水道営業外収益の決算額は1,348万722円で、これは簡易水道企業債償還利子にかかる一般会計からの補助金であります。

次に、支出でございますが、第1款・水道事業費用の決算額は3億8,191万9,763円で、予算額に対して600万6,237円の減額となっております。

第1項・営業費用の決算額は2億2,964万9,202円で、不用額は146万6,560円であります。主なものとしましては職員9名分の給与費、減価償却費、固定資産除却費、検針・集金業務委託料、電算委託料、水質検査委託料、水源地等の施設の動力費等でございます。

次に、第2項・営業外費用の決算額は3,369万1,061円で、主なものは、企業債償還利息消費税の納付であります。

次に、第3項・簡易水道営業費用の決算額は9,220万8,833円で、不用額は402万4,167円であります。主なものとしましては、職員1名分の給与費、減価償却費、固定資産除却費、検針集金業務委託料、電算委託料、水質検査委託料、水源地の動力費等でございます。

次に、第4項・簡易水道営業外費用の決算額は2,608万5,429円で、これは簡易水道企業債償還利息でございます。

第5項・特別損失の決算額は28万5,238円で、これは過年度減額更正分でございます。

次に、4ページから5ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出でございます。

まず収入でございます。第1款・資本的収入の決算額は9,026万3,652円で、予算額に対して5,885万9,348円の減額となっております。

第1項・負担金の決算額は440万円で、消火栓設置工事負担金でございます。

第2項・補助金の決算額は6,286万3,652円で、簡易水道企業債償還元金に伴う一般会計からの補助金、上水道事業繰出金、古里・道瀬簡易水道施設整備費国庫補助金であります。

次に、第3項・企業債の決算額は2,300万円で、古里・道瀬簡易水道施設整備事業に伴う起債であります。

次に、支出でございます。

第1款・資本的支出の決算額は2億4,003万4,399円で不用額は1,442万6,701円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は7,589万5,287円で、不用額は1,442万5,813円です。支出の主なものとしましては、上水道事業の管理システム構築委託業務、水道事業基本計画、水道ビジョン策定委託業務、町道小山山側線配水管支障移転工事、戸ノ須地区の配水管布設替工事、古里・道瀬配水管布設替工事、三浦地区の配水管布設替工事、上里地区配水管布設替工事、三浦簡水水源地遠方監視システム改良工事であります。

次に、第2項・企業債償還金の決算額は1億6,413万9,112円で、上水道企業債の通常分の償還金と簡易水道企業債の通常分の償還金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億4,977万747円は、当年度分消費税資本的収支調整額53万7,186円、過年度分損益勘定留保資金140万8,003円、当年度分損益勘定留保資金1億3,744万5,915円、建設改良積立金1,037万9,643円で補てんいたしました。

次に、6ページから7ページをお願いします。

平成23年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

これらは税抜きの額で示しております。

1. 営業収益は、2億5,266万1,108円。
2. 営業費用は、2億2,724万7,516円。
3. 営業外収益は、103万277円。
4. 営業外費用は、2,048万6,061円で、当年度上水道経常利益は595万7,808円となり

ます。

5. 簡易水道営業収益は、1億 856万 6,360円。

6. 簡易水道営業費用は、9,053万8,672円。

7. 簡易水道営業外収益は、1,348万 722円。

8. 簡易水道営業外費用は、2,608万 5,429円で、当年度簡易水道経常利益は 542万 2,981円となります。

特別損失は28万 5,238円で、当年度分の純利益は 1,109万 5,551円となり、これに前年度繰越利益剰余金 8,173万 3,427円を合わせますと、当年度未処分利益剰余金は 9,282万 8,978円となりました。

次に、8ページから9ページの表をお願いします。平成23年度紀北町水道事業剰余金計算書でございますが、地方公営企業会計制度の見直しに伴いまして、昨年度の決算書と用紙が多少違っております。なお、金額については税抜きの額で示しております。

まず、8ページの表の左側の資本金の自己資本金でございますが、当年度建設改良積立金 1,037万 9,643円を取り崩しましたので、当年度末残高は4億 1,323万 6,744円となりました。

次に、借入資本金でございますが、当年度企業債を 6,060万円借り入れ、2億 173万 9,112円の企業債の償還をしたため、当年度末残高は18億 7,195万 4,120円となっております。

次に、利益剰余金の表でございますが、左より減債積立金は、前年度 8,500万円の減債積立金の積み立てをいたしましたので、当年度末残高は1億 1,477万 1,790円であります。

次の建設改良積立金は、今回、1,037万 9,643円を取り崩しましたので、当年度末残高は1億 9,751万 6,770円となります。

また次の未処分利益剰余金は、当年度純利益が 1,109万 5,551円でありましたので、当年度未処分利益剰余金は 9,282万 8,978円になり、その次の利益剰余金合計は4億 511万 7,538円となりました。

次に、9ページの資本剰余金でございますが、受贈財産評価額につきましては、当年度 9万 2,460円の受入れがありましたので、当年度末残高は2億 7,176万 7,378円となりました。

次に、一般会計補助金ですが、当年度補助金 5,574万 1,652円に、特定収入、消費税及び地方消費税の未処分額 252万 8,209円を差し引いた額の当年度末残高は2億 7,504万

3,827円となりました。

次の県補助金につきましては、当年度はありませんでしたので、当年度末残高は7,651万3,900円であります。

次に、国庫補助金であります。当年度国庫補助金712万2,000円に、特定収入消費税及び地方消費税の処分額33万9,143円を差し引いた額の当年度末残高は5億1,276万273円となりました。

次に、工事負担金440万円に、特定収入消費税及び地方消費税の処分額20万9,523円を差し引いた額の当年度末残高は7億6,059万5,822円となりました。その他の資本剰余金につきましては、当年度はありませんでしたので、当年度末残高は3,813万2,749円となり、災害補助金につきましても変動はございませんでしたので、当年度末残高は832万2,000円で、資本剰余金合計の当年度末残高は19億4,313万5,949円となり、資本合計の当年度末残高は46億3,344万4,351円となりました。

再び8ページの下段をご覧ください。

平成23年度紀北町水道事業剰余金処分計算書案でございます。税抜きで示しております。

地方公営企業法第32条及び32条の2及び同法施行令第24条第1項の規定に基づき、当年度純利益1,109万5,551円を減債積立金及び建設改良積立金として、今回、積み立てをお願いするものでございます。なお、剰余金処分につきましては、地方公営企業法の一部改正に伴いまして、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て利益及び資本剰余金を処分できることとなることから、今回、議会においてご審議をいただくものでございます。

次に、10ページから11ページをご覧ください。

平成23年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。これは税抜きの額で示しております。

まず資産の部では、1.有形固定資産と無形固定資産を合わせた、固定資産の合計額は41億2,953万4,958円であります。

また、2の流動資産の合計額は5億884万3,353円で、主なものは、現金預金の4億5,654万8,462円、未収金4,544万4,890円、貯蔵品685万1円であります。資産の合計は46億3,837万8,311円であります。

次に、負債の部でございます。

流動負債の合計額並びに負債の合計額は493万3,960円であります。

次に、11ページの資本の部ですが、4の自己資本金と借入資本金を合わせた資本金の合計

額は22億 8,519万 864円です。

5の剰余金のうち、資本剰余金の合計額は19億 4,313万 5,949円です。利益剰余金の減債積立金は1億 1,477万 1,790円、建設改良積立金は1億 9,751万 6,770円、当年度未処分利益剰余金は9,282万 8,978円で、利益剰余金の合計額は4億 511万 7,538円であります。

剰余金の合計額は23億 4,825万 3,487円で、資本の合計額は46億 3,344万 4,351円で、負債資本の合計額が46億 3,837万 8,311円となり、この負債資本の合計額と先ほど申し上げました資産の合計額とが合致いたします。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

次に、12ページからの決算付属書類につきまして、主なところだけを説明させていただきます。

14ページをお願いします。

14ページは議会の議決事項と、職員に関する事項です。水道課の総職員数においては1名の増となっております。

次に、15ページをお願いします。ここでは200万円以上の建設改良工事の概況を示させていただきます。

次に、16ページは事業会計の業務量についてであります。給水戸数は平成24年3月末の給水契約件数でございます。給水人口は外国人を含めた行政区域内人口から未給水区域の人口を減したものでございます。年間有収水量率は、有収水量を総配水量で除いた利率でありまして、有収水量率が上がれば利益率が良くなることとなりますので、漏水などを調査し、有収水量率の向上に努めてまいります。

また、総配水量につきましては、上水が4,514立方メートルの減となっております。

17ページをお願いします。17ページは、収入・費用に関する事項でございます。6ページの損益計算書の抜粋でございます。

18ページは、重要契約の要旨として500万円以上の工事契約と企業債の概況でございます。企業債の本年度末残高は、前年度から1億 4,113万 9,112円減少し、18億 7,195万 4,120円となりました。

19ページから22ページまでは、収益、費用の明細書で、これらも税抜き表示となっております。

23ページから24ページは固定資産の明細書で、また、25ページから30ページまでは企業債

の明細書でございます。

以上が、平成23年度紀北町水道事業会計決算の内容でございます。よろしくお願いたします。

#### 平野倅規議長

以上で、議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

これから、各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は議長が宣告した議題について、3回以内となっております。委員会での審査は十分にできますので、自分が所管する委員会に付託される案件については、申し合わせにもありますように、質疑は委員会で行っていただきますよう、ご配慮を十分をお願いいたします。

なお、発言の際には、マイクの調整を行っていただきますよう、お願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

---

### 日程第5

#### 平野倅規議長

日程第5 議案第40号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

平野隆久議員。

#### 13番 平野隆久議員

先ほどの説明で、紀北町布設工事監督者というのは、行政職員ということで、お伺いしたんですが、その中で第3条のところで、資格のところがあんですけども、この資格に関して、現在、職員の方で、この資格をクリアしている方はみえるんですか。

もしみえたら何人ぐらいいるとか、説明をお願いします。

#### 平野倅規議長

水道課長。

#### 橋倉一樹水道課長

ただいまの質問でございますが、水道課としましては、工事監督者のほうは建設課の技師

のほうにお願いしております。

それで、建設課の技師の方で、資格の持っておられる方につきましては、上水道の資格要件がある方は5名でございます。また、簡易水道のほうは6名資格を持っている方がおみえになります。

それと、水道技術管理者の資格でございますが、これについては水道課に1人資格要件を持っているものがございまして、1名でございます。以上でございます。

#### 平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

### 日程第6

#### 平野倅規議長

次に、日程第6 議案第41号 紀北町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

以上で、質疑を終わります。

---

### 日程第7

#### 平野倅規議長

次に、日程第7 議案第42号 紀北町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

以上で、質疑を終わります。

---

### 日程第8



## 平野倅規議長

次に、日程第8 議案第43号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

玉津議員。

## 8番 玉津充議員

この路線認定について質疑をします。この図面に載っている地域なんですが、これは別荘地ですね、関係者以外の立入りが禁止されているんですね。看板が現地にあります、立入りが禁止されております。ゲートが設置されておりますね、管理人の許可がない者はいれないという状況になっておるわけなんですが、一般町民がですね、自由に立入りできない道路、これをですね、町道に認定せよということなののでしょうか、それが1つ。

それから、2つ目にはですね、この地域をみてみますと、この議案書ではですね、沿道に住宅等が建設されているというふうに書かれているわけなんですが、これは住宅がですね、どの程度あって、別荘がどれだけあるのか。また、別荘の中にもですね、廃墟のような別荘も見受けられるわけなんですが、何棟、または何世帯あってですね、何名ほど利用して、その人たちがですね、町民なのかどうか、その辺をお聞かせください。

それから、この地域ですね、税収入については、どのような税収がですね、どれほどあるのか。それについてお聞きします。

それから、3つ目にですね、当地域に行きますと、自主防災会ですね、消火栓が、これは見事なぐらいよく整っております。このようなですね、地域にあって、自治会とか、自主防災会などですね、地域コミュニティーの組織はですね、どのような組織があって、どのように活動しておられるのか。その3点についてお聞きします。

## 平野倅規議長

上村建設課長。

## 上村康二建設課長

お答えをいたします。

まずですね、別荘地の入口にですね、立入禁止の看板が立っているということについてでございますけども、これまでは、この道路につきましては、城ノ浜管理組合のほうか管理をしておりました。それで、そういう看板が立てられていたんだと思いますけども、町

道に認定された際にはですね、こういったものは、もう撤去させていただきたいと思っております。

それとですね、もう1点の別荘地に、どれだけの住宅が建っているのかということでございますけども、現在のこの別荘地には51戸の住宅が建っております。それと、常時ですね、この地域に住んでいる方というのは、6棟で8名の方が住んでいらっしゃいます。

あと、税金は、ちょっと税金につきましては、ちょっと税金につきましては、手元に資料がございませんので、ただ、固定資産税であるとか、そういったものは入ってきていると思います。

#### **平野倅規議長**

上村建設課長。

#### **上村康二建設課長**

申し訳ありません。税金につきましては、あとでちょっと税務課のほうで調べさせていただいて、またお答えをさせていただきたいと思えます。

それと、コミュニティーということでございますけども、ここには南紀城ノ浜組合という組合を組織をしております。以上でございます。

#### **平野倅規議長**

玉津充君。

#### **8番 玉津充議員**

ちょっと質疑の漏れを指摘するんですが、51戸あって常駐しとるのは、そのうちの6戸で8名という、私その質問の中に、町民が何人おるんかと、その中にですね、そういうふうな区分でもう1回、答えていただきたいのと、それから、先ほどの税金の問題ですね、これは地区の所有者は、この道路の所有者は、いま名鉄だというふうに、先ほどお聞きしましたんで、その辺も含めてですね、個人からの税金とか、今の名鉄の税金だとか、わけてですね、報告していただけるのであれば、後ほど、説明していただきたいなと思えます。

それから、この自主防災等の地域コミュニティーにつきましては、城ノ浜管理組合という返事があったんですが、通常ですね、この町内の幾つかの自治会とか、自主防災会があると思うんです。そのようなところですね、同様の活動ができとるのかどうか。その辺を少し詳しく説明してください。こういう別荘地ですね、バラバラのいわゆるコミュニティーがですね、それぞれ常駐しとる人が少ない中で、こういうコミュニティーの問題というのは、非常に難しいだろうと思うんです。それがきちっと、きちっとというかですね、努力してど

のようにですね、紀北町でいう普通のレベルのですね、コミュニティーを形成しておるのか、その辺のことをお聞きしたいわけです。お願いします。

#### 平野倭規議長

上村建設課長。

#### 上村康二建設課長

お答えします。ちょっと答弁不足で申し訳ありませんでした。

先ほど、6棟8名の方が住んでいらっしゃるということを答弁させていただきましたけども、これは住民登録数でございますので、こちらのほうに住んでいる方ということでございます。それとですね、先ほどの税収の問題でございますけども、個人そして名鉄別で、税収のほうをですね、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

それと、町内の自治会の件でございますけども、これにつきましても、ちょっと、またいろいろ調べて、また報告をさせていただきたいと思います。

#### 平野倭規議長

以上で、質疑を。北村委員。

#### 18番 北村博司議員

先ほどから、課長が、城ノ浜別荘っていうたん、別荘地っていうたん。城ノ浜管理組合っていうたんかな。そんな表現されましたけども、あそこは私の記憶があつていれば、南紀城ノ浜別荘地だろうと思うんですよ。それで、管理組合があつて、これね、野々瀬の土砂採りの同意もここで出してますね。ですから、1つの任意であっても、1つの組織化しとると思うんですがね、ちょっと認識が違うように思うやけども、ちょっと私も一昨日まで知らなんだんやけども、8月、お盆に火災があつたんですな。ここ消防団なんかは、どこのが入っているのかね、名倉なんか、近いとこっていうたら名倉になるんかな、それで、いわゆる自治会の組織の中に加わっているんか、いないかということも、多分、前者はお聞きになつとると思うんですよ。同意を出してますよ、あの野々瀬の時は。

だから、1つの任意団体として、町が認めとるんでしょう、これ。同意書を確か付けていたね、町が議会で提示した時には、たしか、そうじゃなかったかな。その辺の認識。これは水道課の事業で、上水道を延長して、大名倉の上へ水源地をつくってですね、あの負担金を裏負担してもらった経緯がありますね、名鉄に。かなりの金額やった記憶がするけども、それで、元々ここは自前の簡易水道をもっていたのを、今、上水道はあそこへ入れとるんじゃないですか、ちょっと私も記憶が曖昧になつとるけども、かなり前の話で、その辺の行政の

仕組みの中で、どういう位置におかれているのか、きちんと整理してお答えください。建設課長は多分経過、あんまりご存じないで、わかっとる人がきちんと整理して答えてください。

#### 平野倅規議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

申し訳ございません。私、その当時の経緯、あまりよく存じておりませんが、今ですね、議員おっしゃったように、南紀城ノ浜管理組合という組合がしてですね、そういった団体が管理組合としてあります。そういう中でですね、まずその組合、誰がなっているかという事は、名古屋鉄道さん、それから住んでいる方、それから、我々紀北町も入っておりますね、紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社、この3者がですね、つくった組合でございます。そういった組合の中でやっておりますし、消防団等にはですね、おそらく入っているような年齢層の方はいないと思います。ただ紀北町の中に、住居があるということで、我々は住民の生命・財産を守るということで、この間の火事もですね、消防署の段階で消し止められたものと認識しているわけなんですけど、そういう中、上水道につきましてもですね、今、名鉄とこの管理組合が設置したものに接続して、今、上水を使っているような次第でございます。

それから、あとですね、今ご質問いただいたようなことは、私の認識している、おそらく自治会の組織のことでわかりますか。それじゃ、自治会のことについてはですね、支所長に答弁をさせていただきます。

申し訳ないです。ちょっと、今、支所長もわからないということなんで、おそらくこれ管理組合の中で、1つのコミュニティーをつくっているものと思います。

#### 平野倅規議長

上村建設課長。

#### 上村康二建設課長

野々瀬の土砂の同意書は、ここから出ていると認識しております。

#### 平野倅規議長

北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

今、何か巷で名倉区に入っていないということでしたけれども、先般、これは個人にとって、所有者にとっては大変ご不幸なことで、同情申し上げますけれども、火災があった。や

っぱり、ここは城ノ浜区か、城ノ浜自治会か、やっぱり町全体の自治組織の仕組みの中にちゃんと位置づけないとですね、今後の災害時にですね、ここはみな高台ですよ。高台ですけども、20m以上やね。ただ、このホテルの宿泊客が相当数、その曜日やなんかによっては、相当数あがります。ここへ多分、避難するんだらうと思うんですよ。そうすると、やっぱり自治会なり自主防の組織なりの中に、きちんと位置づけて、避難訓練もしていただく、これは町の方針になろうかと思うんですよ。きちんと指導を、ご指導をお願いしたいと思うんです。現実にはちょっとした、ちょっとしたというか、全焼してますから、火災が、幸い延焼はなかったようですが、実は私、昨日まで知らなかった、当事者からお聞きするまで、一昨日か、そういうことですから、これは町長なり助役なりですね、今後の方向付け、城ノ浜区なり何なり、きちんと位置づけて、やるべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

#### 平野倅規議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

ここらはですね、40m以上という地域でございます。そういったこともございまして、我々といたしましては、名古屋鉄道さんが撤退というような形になります、今回ね。そういった中で、我々といたしましても、そういった中、町道認定しますと、もちろん町の方ももちろん町の方も自由に通れます、今までと違ってですね、そういった意味からすれば、我々の認識からすれば、やっぱり議員おっしゃったようにですね、これからいろいろこの城ノ浜組合とも深くですね、話し合った上で、どういう立場でいっていただいて、こういった防災に対しても、どういう判断をしていただくのか、もちろん避難場所としてもなりますもんで、これは今後この組合の皆さんとですね、お話し合いをしていきたいと、そのように思います。

#### 平野倅規議長

入江議員、建設常任委員会のほうやで、大筋だけのやつでもらって、委員会。委員会、先ほどいったように、委員会のさ、メンバーで、委員でありますもんで、そやで、できるだけ、この。それは委員会で説明、あんた質疑できるでさ、簡単にちょっとお願いしたいんですけど。

入江康仁君。

#### 6番 入江康仁議員

いいですか。あのね、議長の言われることは十分わかって、私、手を挙げたんです

よ。なぜだったら、そんなら委員会に付託されとる議案ありますよね。それを審議しないで、この3件においても、一番肝心の継続事業は審議したことないですよ。そういうことは、いうたら、この水道の水道課は、損害賠償に関してはね、全議員がそだよ。全議員は、委員長報告でもやな、誰がやったことある。質問もやれないようなことやとってやね、委員会の中で質問できない、どうなっているということの委員長報告もできないようなことで、あなたが言つとる委員会に所属しとるからできないと。

それと、もう1点は、やはり委員会は委員会の中で、質疑はいいです。しかし、大まかなことは、やはり町民の皆さんが見とる所でやるのも、1つのあれじゃないですか、やり方じゃないんですか、真実を伝えるために。私が言いたいのは、委員会のその慣例もあるかわからん、ルールもあるかわからん。

しかし、なっていないこともたくさんあるじゃないですか。だから、口をはばくたいやけど議長、意見はいうのはだいたい意見聞いてから言うたらいいんだよ、議長は。言う前に、それはルールとか、そんなんは私ども議員やとるで知つとる。あなたが言おうとしとることもわかつとる。あえて手を挙げるってことは、そういうことがあるから言うんです。だったら、一番、今、大事な、損害賠償のことなんて、担当部署ですよ、産建は。そういうことやったから、皆、歴代委員会は報告したか、町民に対して。それで、よくわかるような説明できたら、説明したか、皆。皆町民はわからないじゃないですか。やったか、本当に実際に。私は今回、産建に入ってやったけどやね、そういうことまでやってないでしょう、皆。これは皆議員そのものの責任ですよ、これは。一番言いたくない、わからない、自分に不利なことは言わない、隠そうというのは、議会じゃないですか。そんな一番、特別委員会でもね、つくって、はっきりいって、これは紀北町の左右される大きな問題ですよ。まして町長も自治会の懇談会においてやね、もう結果は今年度の3月までは出るだろうということも言つとる。その結果は町民に対して良い結果だったらいいけど、マイナスの場合だったら、どないして説明すんの、議員も。そういう委員会だから私は言つとるんですよ。1つはこれ例として言うとか。

だから、私の今の質問は、これに関わる問題に戻りますけどね、議長。そういうことなんです。ちょっとちょっと、また、あまり興奮すると、またね、あれだから、落ちついて、元に戻ってします。あのね、これ担当課に聞きますけど、これの問題に戻ります。ようはこの資料にも載つとるようにね、この議案は、議案第43、44、45、46と皆、関わってきます。私は言いたいのは、事務局もね、この資料を出すのに、いろんな議案書の中で、差し

替えもやってきた。それはなぜかという、この城ノ濱の濱1つなんです。小さい問題なんですけどね、濱がこのテニスコート城ノ浜、城の浜川、城の浜フィットネスホールと書いてある、この浜と、町道城ノ濱2号線っていうね、この浜とは違うんですよ、字が。字が違うということは、私が言いたいのは、こういうような2つの地域においてね、字を変えるようなことは、もうやめて、町道認定に、新しくするんだったら、これを変えるためには戸籍のほうから変えんなんのかと思うのね、裁判所の中か、その手順を踏んで、この地域の中の名前で地名をするのにね、字が2つ違うのが、その地名だというのも、これもおかしい。だから、こういう認定事業する時には、どちらかにさ、字をまとめて、今の使えるような、この城ノ浜テニスコートとか、その浜に一貫してね、できるようなことはしないかと、できないかと、これ行政でも間違っ、この資料をつくるのに差し替えやってくる。これ字1つでね、本当に差替文書を書いて差し替えせんなん。これも無駄な費用になるし、無駄なあれですわ、仕事ですわ。

だから、この機会に応じて、この濱をできないかどうかということ、ちょっと町長さんにお尋ねしたいと思いますんで、町長さん、触りの部分じゃなくて、多分ね、手順を踏んだらできると思うんですよ。だから変えるべき時は、変えていただいたほうがいいと思うんですけど、どうですか。

#### 平野倅規議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

議案のほうはですね、正式なそういった戸籍にきちっと書いてあるやつを使わせていただきました。資料のほうはですね、そういった意味で、今、使っているような字を使わせていただきました。そういった部分についてですね、どう変更していくかということにつきましてはですね、また検討させていただくということにさせていただきます。また、それもちょっとですね、含めて、ほかの地域もですね、こういう使い方しているのが、結構ありますんで、また、そういうのも含めて勉強させていただきます。はい、よろしくお願ひします。

#### 平野倅規議長

瀧本攻君。

#### 5番 瀧本攻議員

この土地がですね、名鉄の土地になっていますね、今ね、現在ね。そして、私、税務課の

課長に聞いたら、税金はかかっておりません。この認定というのはですね、道路法のいわゆる法律ですね、認定というのはどういうことなんですか。例えば、寄付するということになれば、それは町有地になる。町有地になれば、それは町道としてすると。だから、登記を町のものに登記するわけですか。

認定というのはね、いろんな認定してですね、やっとなることがあってですね、その辺のところのいわゆるこの法律と認定、この兼ね合いですね、寄付だったらですね、当然、登記するでしょう、町に。その辺はどうなんですか。

**平野倅規議長**

上村建設課長。

**上村康二建設課長**

お答えをさせていただきます。まず、認定ということでございますけども、この道路におきましてはですね、まず今日やっております議会によりまして、道路の認定をどうするかということで審議をしていただきます。それによりまして、今後ですね、議決後におきましては、道路認定の告示をやります。これがもう認定という形になります。その後ですね、寄付の申し出がございまして、区域の決定を行い、区域の決定が行われてから、用地の買収、いわゆるの登記が変わるとい、そういう流れになります。

**平野倅規議長**

瀧本攻君。

**5番 瀧本攻議員**

今、これにはですね、幅と長さで面積が出てますわね。そうなってくると、告示をやつて、面積が出てきて、それを名鉄から寄付していただいて、町のいわゆる最終的には道路になるんですけども、町有地になるということで、理解してよろしいですか。

**平野倅規議長**

上村建設課長。

**上村康二建設課長**

そういうことでございます。

**平野倅規議長**

瀧本攻君。

**5番 瀧本攻議員**

その件については、大体およそ3カ月ぐらいかかるということによろしいですか。アバウ



トで結構です。

**平野倅規議長**

上村建設課長。

**上村康二建設課長**

年度内には登記のほうが完了する予定でございます。

**平野倅規議長**

東清剛君。

**11番 東清剛議員**

これ認定道路、当然これは55年からの道路ですから、既になんかの格好でせんといかんと思えますけども、この中で提案されとる中に、この道路はね、どういう形態になつとるか。ここは多分1番ね、人工のマンホールが入っている。污水管が全部入つとるんですね。そういうことを一応しっかりしているか。それで、ここはし尿は集中管理してますよ。その辺の問題、管理状態まで含めて、あの道路全部、あれが、污水管が布設されてますんで、その管理まで含めてやるんか、表面だけの管理なら結構です。当然、寄附採納を受けるとするならね、当然、今後、金のかからんように、これ2,500m、トータルで2,144mあるでしょう。この辺のことをしっかり皆さんに情報提供していただかんと、これ認定しにくいわけじゃないかと思うんですよ。初めてでしょう、あそこの道路の中に污水管が入つとる。貴雄君くらいやるな、多分、知っておるとすれば。そういうところで。

**平野倅規議長**

上村建設課長。

**上村康二建設課長**

すいません。お答えをいたします。今ですね、下水浄化処理施設がございますけども、それは名古屋鉄道株式会社から、既に南紀城ノ浜管理組合が移管を受けております。このことから、道路に埋設されている下水管につきましてはですね、移管される、今度の町道の占用物件というふうに考えておりますので、下水管の修繕等の維持管理につきましてはですね、南紀城ノ浜管理組合が行うこととなると考えております。以上でございます。

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

**平野倅規議長**

次に、日程第9 議案第44号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第10**

**平野倅規議長**

次に、日程第10 議案第45号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第11**

**平野倅規議長**

次に、日程第11 議案第46号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第12**

## 平野倭規議長

次に、日程第12 議案第47号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑については分割して行うこととして、5ページの第2表の地方債補正から10ページまでの歳入についてと、歳出については、11ページの2款・総務費から19ページ、6款・商工費までと、20ページの7款・土木費から37ページの給与費明細書までに3分割して質疑を行います。

まず、5ページの第2表の地方債補正から10ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

瀧本攻君。

## 5番 瀧本攻議員

質問させていただきます。いわゆる23年度ですね、決算が、監査委員によって認定されました。そして、その繰越金が3億 5,824万 3,000円出たわけですね。このいわゆる3億 5,824万 3,000円が、なぜこれが残ってきたのかと。それで、これを結局、繰入金をしなくて、1億 4,400万円、そして、かつ2億何千万、基金に積み立てたわけですね。だから、プラスでいいことなんですけども、何故この3億 5,800万円も残ったのか。主な要因に、アバウトでいいですから、お答えいただきたいと思います。

## 平野倭規議長

堀財政課長。

## 堀秀俊財政課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

結局のところ、実質収支が出た要因、ざっくりとした要因ということなんです、大変ザクっとした答え方になろうかと思うんですが、地方交付税でですね、最終予算に出しまして、特別交付税のほうなんです、1億 7,000万円の予算に対しまして、最終的に3億 6,500万円、特別交付税が交付されました。それで、大体1億 9,500万円ぐらい収入が、収入の中で予算よりも増えてきたということと、あと1億 6,000万円程度は、もろもろの節減等によります不用額があったということで、この繰越金、実質収支が出てきたということになろうかと思います。以上でございます。

**平野倅規議長**

瀧本攻君。

**5番 瀧本攻議員**

交付税が増えたということは、よくわかりました。1億9,000万円、もろもろの1億6,000万円の、やっぱり、これはいわゆる計画しとったけど、予算を組んどったんだけども、安くあがったということですか、そのように理解してよろしいですか。主に、その入札とか、そういうものが安くあがったということで、ざっくりでいいです。

**平野倅規議長**

堀財政課長。

**堀秀俊財政課長**

いろいろ、先ほど言いましたように、そういうこともございますし、入札なんかの差金ということもございますし、それから、一般のいろんな需用費ですとか、そういったものの節減ですとか、そういったものも含まれてくるのかなと思います。以上です。

**平野倅規議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

**平野倅規議長**

これで、歳入までの質疑を終わります。

次に、歳出、11ページの2款・総務費から19ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

平野隆久議員。

**13番 平野隆久議員**

2点お伺いします。

まず、最初に16ページの5目・農地費の中での説明で、有害鳥獣駆除事業ということで、200万円の増額なんですけれども、これは、単価的な増なのか。件数の増なのか。説明をお願いします。

2点目、19ページ、商工費、観光費の中で、温泉施設管理運営事業 248万6,000円、これは先ほどの説明では、給湯配管の修繕ということでお伺いしたんですけども、これは理由について、それで、また以前、いつ直して、今回こうなったのか。もしありましたら、答弁を

求めます。以上、2点お願いします。

**平野倅規議長**

武岡農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

ただいまのご質問にお答えいたします。

農業費の有害鳥獣駆除事業の200万円の増でございます。こちらにつきましては、単価のアップではなく、頭数の増によるものでございます。以上でございます。

**平野倅規議長**

濱田商工観光課長。

**濱田多実博商工観光課長**

19ページの温泉施設管理運営事業のうちの修繕費でございますが、ボイラー室からですね、浴室につながるですね、温水管の配管がですね、老朽化に伴いまして、亀裂が生じております。それをですね、新しいものに変えるということで、経年劣化ということが、原因かというふうに思っております。以上でございます。

**平野倅規議長**

平野隆久君。

**平野倅規議長**

それでは、1点目のあれですけども、これは件数ということで、単価的なあれはね、以前と同じというふうな感じだと思うんですけども、単価的なもの、その種類によって単価が違うんでしたら、単価の説明をお願いしたいのと、単価的には別に問題ないということで、件数をあげたということで理解してよろしいですか。

それと、あともう1点、給湯配水、老朽化、定期的な老朽化ということでしたんですけども、これは以前いつごろ変えて、何年に一度ぐらいしてかなあかんのかということが、わかりましたら答弁を求めます。

**平野倅規議長**

武岡農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

ただいまのご質問にお答えいたします。有害鳥獣の駆除につきましては、猟友会の皆さん方のご協力を得て、駆除を行っております。それが、当初、予定しておりました頭数を上回ることが確実になったということがございまして、今回、頭数のアップをお願いするもので

ございます。猿につきましては、当初 100頭、猪・鹿につきましては、当初 300頭、これに対して、今回、駆除数の増を予定しておるのが、猿につきましては 100頭、鹿・猪につきましては50頭を予定してございます。

そして、単価につきましては、猿につきましては、1頭当たり1万8,000円、鹿・猪につきましては4,000円でございます。以上でございます。

#### 平野倅規議長

商工観光課長。

#### 濱田多実博商工観光課長

ここの修繕でございますけども、平成8年からですね、営業開始しておりますけども、今回、取り替えるのは初めてというふうに聞いております。この場所につきましてはですね、地中の中にあるものでございまして、なかなか目視ができないということでございますので、今回ですね、工事につきましては、わかるようなですね、やり方、例えばU字溝等の中に入れるとかですね、そういうふうな方法でですね、中が確認できるような方法で、工事を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

#### 平野倅規議長

次に、玉津充君。

#### 8番 玉津充議員

前者議員と、ちょっと重なるところは省かせてもらうんですが、修理の修繕の内容につきましては、今、前者議員のことでわかりました。これですね、今回248万6,000円を使って修繕するんですが、23年度ですね、この温泉事業につきましては400万円ほど赤字になってますね。多分、今年度もこういう予算が出てくると、赤字になる可能性が非常に高いと思うんですが、その辺の見通しとですね、それに対して、どういうふうに改善していくのかという、策があるのかどうか、お伺いします。

そして、もう1つなんですが、私たまにですね、この温泉利用させてもらうんですが、水質がですね、変わってきているように感じてます。以前のもですね、温泉の水質というのは、非常に温泉らしくってですね、ぬめり気もあって、いいなと思っただけなんですけど、最近ですね、入りましたら、何かカルキの臭いがですね、非常にしますし、その硫黄の臭いならね、温泉の雰囲気が出るんですけど、塩素の臭いではちょっとな、という感覚がしました。そういうことですね、水質がどのように変化してっているのか。その辺が、今後のですね、この事業に差し障りが出てくる可能性が、大いにあるだろうと思うんですが、

その辺の見解についてお伺いします。

**平野倭規議長**

濱田商工観光課長。

**濱田多実博商工観光課長**

まず、収支の関係でございますけども、おっしゃるとおりですね、平成23年度におきましては400万円ほどの赤字ということでございました。今回ですね、こういった修繕をさせていただきますけども、温泉の収入についてはですね、昨年同様ですね、昨年ほどよりも少し落ちている状況というのがございます。今後ですね、こういったことを、何らかの形でですね、収益を増やしていくような方策をですね、とっていく必要があるというふうには考えております。

そんな中で、例えばですね、公共温泉のいわゆるスタンプラリーに参加したりですね、そういったことへの取り組みをですね、現在、行っているところでございますけども、またですね、そういったことで、収益を増やすような方法を考えたいと思っております。

それから、水質にかかる部分でございますけども、カルキ臭がするといわれた部分でございますけども、昨年ですね、昨年、実はレジオネラ菌の検出をですね、しております。昨年3月だったと思うんですけども、その間ですね、しばらく温泉を休業させていただいてですね、対策を取ったということでございますけども、その中でですね、1つ問題となっていたのがですね、塩素濃度の問題が少しございました。

塩素濃度が規定よりも若干低いということがございますので、それをですね、規定どおりにしたということで、カルキ臭については、そういったところが若干入っているのかなというふうに考えます。ただ、その泉質につきましてはですね、その後、調査をさせていただいたところですね、やっぱり、少し変わっているというのがございますので、再度ですね、調査をさせていただいた上でですね、その泉質については、今後、もう一度ですね、検討していきたい、見守っていきたいというふうに思っております。

おっしゃるとおりですね、そういったことで、これまでつるつるしていたものがですね、泉質等がもし変わってればですね、魅力としては少し薄くなるということもございますので、その辺りはですね、今後、取り組み方も含めてですね、その泉質の分析をですね、したあとでですね、考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**平野倭規議長**

玉津充君。

## 8番 玉津充議員

今の泉質の件については、多分、深刻な問題じゃないかと思うんでね、十分その辺、化学的にも、また今後、今後のね、どのように改善がされていくのか、その水質自身のですね、変化がまた元に戻るのか、もう駄目なのか。その辺も含めてですね、もう少し突っ込んだ調査をしていただきたいなと思うわけです。

それから、収益性につきましては、この温泉事業、単独ではですね、なかなか収益を出すこと難しいんじゃないかと思うわけです。いろんな事例をみてましても、温泉プラスほかに物販だとかですね、観光だとか、そういうものが組み合わさってですね、収益に結び付けておるところが多いと思うんです。収益をあげているところはですね、是非、将来的にそういうことも考えてですね、とにかく採算がとれるようにしていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

### 平野倅規議長

濱田商工観光課長。

### 濱田多実博商工観光課長

温泉の魅力の中ではですね、おっしゃるとおり、物販であるとか、あるいは飲食であるとかですね、いろんな部分があると思います。今後ですね、そういったものについても検討しながらですね、収益性、特に採算とれるようなですね、ものにしていくということで、検討を重ねてまいりたいと思います。

泉質についてはですね、今後、調査をしながらですね、回復するかどうかという辺りも含めて、いろんな見地からですね、調査をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

### 平野倅規議長

次に、東貴雄君。

## 2番 東貴雄議員

午前中に、町長からも報告あった行政報告の中にもあった件なんですけれども、教育関係訴訟事業、これ 236万 4,000円というのがあがっているんですけれども、これの内訳等がもう出ているのでしたら、教えていただきたいと思います。11ページです。

### 平野倅規議長

玉津教育課長。

### 玉津武幸学校教育課長



ただいまの質問にお答えいたします。

歳出、11ページをご覧ください。一般訴訟費 236万 4,000円の内訳を申し上げます。8節・報償費、津地方裁判所口頭弁論打合弁護士費用といたしまして、50万 4,000円。これは日当3万円×2人×8回×消費税で50万 4,000円を考えております。

続きまして、9節・旅費、費用弁償で、弁護士と現地で打合わせる費用弁償になっております。津から紀伊長島までの旅費 3,840円の2往復×2名×2回を予定しておりまして、3万720円になっております。

需用費、燃料費、口頭弁論の際に利用するマイクロバス燃料費を計上しております。これが1万 836円。続きまして、12節・役務費、手数料です。これ裁判の裁判弁護士着手金51万 4,500円、訴訟にかかる事務手数料、年間10万 5,000円。それと、訴訟にかかる意見書作成手数料、これは大学教授等専門家にですね、意見書の作成を依頼した場合を想定しておりまして、30万円から40万円の意見書作成料、3回分×消費税で105万円をみております。この意見書作成料なんですけど、これを頼むか、頼まないかによってですね、この金額も違ってくると思います。

トータル51万 4,500円に10万 5,000円に、それと105万円を足しまして166万 9,500円となりまして、予算は167万円で計上させていただいております。

第13節・委託料です。これはマイクロバスで口頭弁論のところに行く費用を計上しております。町のマイクロバスが使える時はあればよろしいんですけど、使えない場合も想定しまして、3万 4,608円、これは4回分で3万 4,608円になっております。

続きまして、14節・使用料及び賃借料です。弁護士等との打合せのための会議室使用料になります。1万円×4回×消費税、4万 2,000円。それと、マイクロバスの高速道路通行料、4回分で2万 400円、トータルしまして6万 2,400円。それで、予算のところ、6万 3,000円としてあげさせていただいております。それと、賃借料、レンタカー、マイクロバスなんですけど、その使用料といたしまして、2万 5,000円×2回分を予定しております。トータルが236万 4,000円となっております。以上です。

## 平野倅規議長

東貴雄議員。

### 2番 東貴雄議員

今、口頭であれでしたんですけど、ちょっとできたら、あとで内訳いただけたらなというふうに思います。以上です。

## 平野倅規議長

入江康仁君。

### 6番 入江康仁議員

6番 入江です。今のね、関連なんですけど、教育長にちょっとお尋ねいたします。これ、今回ですね、236万 4,000円のこの訴訟になって、訴訟費用あげてきたんやけど、今までのなるまでの経緯ですね、経緯。また、これ訴訟を起こしておるのは、町会議員と聞いております。その中でですね、本当にこれは無駄なお金なんですよね。何も実らない予算です。争い事に使うお金で実ったためしはないですよ、教育長。その中で、その経緯の中で、相手方に対してのいろんな説得したり、話し合いの中でおさめることはできなかったのかと。そこを本当に、もう1つ、どうしても訴訟になったところのポイントは、ここで仕方なかったと。訴えられれば、それは受けやならんともありますけど、やはり、行政そのものはね、やはりこの町は、お魚らんどの問題から、皆、行政が皆、敗訴しとる。それは行政がね、今までやってきた中で、私から言わせたら、町民を守るべき行政が、町民を陥れとるような行政ですよ。まして、行政の裁判ていうのは、勝つ裁判しかしたら駄目ですよ、負ける裁判はしないでくださいというのは、これは国から県からのいろいろな指導あると思いますよ。それは何故かという、大事な税金を使ってやるんだから、無駄にそういうとこに使わないようにしていただきたいというのが、基本方針でしょう。

今いうたように、何もならないお金です。予算で10万円、20万円ほしいとこの予算もあげないですよ、教育関係もたくさんあると思う、10万円、20万円でも、大変大きな予算もある。これで 236万、ぼんと消えていく、何も役に、町のためには役に立たない。そういう時に、これを回避、裁判を回避するような、あるいは手だてがなかったのかと。話し合いが、どういうとこのどこで決裂して、ここに至ったかということ、ちょっと説明していただきたい。これが1点。

それで、2点目、先ほど教育課長ですか、説明いただいたけど、この弁護士費用、旅費ですね、それで役務費から委託料、マイクロバスの。その中でね、この弁護士に対する3万円×2人×8回ですね、これ打合せ、口頭弁論との、これはどういう積算で出したのか、ちょっと1点聞かせてください。

そして、裁判弁護の着手金51万 4,500円、これが何名に対して幾らなのか。ここに2名って書いてある、2名の弁護士に対してなのか、1人なのか、これもちょっと教えていただきたい。

そして、これ訴訟にかかる意見書作成手数料ということで、大学教授の専門家による意見書作成手数料って、これ、30万円から40万円あげてますよね、これは通常、払わなくちゃならんもんなんですか、そこを1点。それが払わんなんようなもんだったら、違う訴訟でも出してきとるけど、皆払とるんやったら、そこも関連して水道課、皆、積算出してくれ。

そして、この弁護士は、この内訳旅費の中で、現地打合せにかかる弁護士費用弁償と書いてある。これはやはり弁護士というのは、当然、いろんなものは、現場に来て、弁護士そのものがどういうものかっていうて、確認せなあかん義務があるから、絶対に来なならん、これはわかります。

しかし、ほかの訴訟では説明しに来てくれというても、来たことはない。これは当然、同じ弁護士でしょう、これ、顧問弁護士だから。そののところ、ちょっと3点目。

それで、この使用料及び賃借料、打合せのための会議室使用料1万円×4回、これはこの楠井事務所の中でやる2人の打合せの中で、これ使用料いるんですか。あそこは立派な事務所を構えとるけど、事務所ではしないの。そののところ、ちょっと、今、4点ね、あれして、それでレンタカーのマイクロバス使用料2万5,000円、これ今までは、町のマイクロバスで行っているけど、これはなぜ今回はマイクロバス、レンタカーに変えているのか、この点と、これだけちょっとお答えください。

#### **平野倅規議長**

教育長。

#### **安部正美教育長**

私の答えられる部分、先に答えさせていただきます。まず、話し合いはしなかったのかということなんですけれども、私の段階では、実際のところ話はしておりません。私の段階では。教育委員会、はい、教育長としては話はしておりません。教育長としては話はしておりません、はい。

それから、費用等については、課長のほうからお答えさせていただきます。

#### **平野倅規議長**

玉津教育課長。

#### **玉津武幸学校教育課長**

弁護士日当につきましては、水道課と同じ金額で3万円ということで、参考にさせてもらってあげております。

それと、前後してしまうかもしれませんが、落としておったら、またご指摘くださ

い。すみません。14節の使用料になります。これは、基本的には楠井事務所を想定しております。はい。ですから、通常は要らないと思います。そやけども、会議室がどうしても使えない時ですね、想定しまして、はい、会議室の使用料を計上しております。

それと、レンタカーなんですけど、これも町のマイクロバスを基本的には使う予定でおります。そやけども、何かしらで先に予約が入っていた場合に、急きよ、レンタカーを使うことがあると思いますので、計上させてもらっております。

それとあと、専門家による役務費、手数料になります。訴訟にかかる意見書作成手数料になりますけれど、これは払わなくて済む場合もあると思います。払う場合もあると思います。以上です。

着手金、着手金ですね。着手金なんですけれど、経済的利益が確定できない場合は800万円を想定するというのがございまして、そちらを準用させていただいております。その場合、800万円の場合は300万円までが8%、300万円を超える部分につきましては5%、合計49万円×消費税で51万4,500円の算出になっております。以上です。

#### 6番 入江康仁議員

旅費の打合せ。これ現地に必ず来るの、来なあかん時に、これは来るんですか、ということやね。

#### 玉津武幸学校教育課長

弁護士との協議の中で、こういった現地を見ることは必要だというふうな形ですね、判断された場合は来ていただいて、現地を見ていただくかなと思っております。

#### 6番 入江康仁議員

着手金に対しては、これで49万の5%っていっとるんでしょう。

#### 玉津武幸学校教育課長

はい。

#### 6番 入江康仁議員

それに対して、何、これ1人分なの、これ、2人、弁護士は。

#### 玉津武幸学校教育課長

楠井弁護士事務所に、8名の連名でなっております。

#### 平野倭規議長

違う、費用、何人分かっていうんや。

#### 玉津武幸学校教育課長

事務所に対してになってございます。

**平野倭規議長**

何人やない。

**6番 入江康仁議員**

800万円の根拠を詳しく。

**玉津武幸学校教育課長**

ちょっと待ってください。

すいません、はい、わかりました。

旧弁護士会の報酬規定というのがございまして、それに基づきまして、第16条というところに、経済的利益の額がですね、算定できない場合は800万円を想定するというところがございまして、それに基づいて計算させていただいております。以上です。

**平野倭規議長**

入江康仁君。

**6番 入江康仁議員**

教育長、これあんた、何もさ、町が訴えられるということに対してね、あなた、教育長として、まだ、これ教育委員長もそうですけどね、あなたたち2人がですね、この対処的に2人で話したり、その相手方との話の接触を試みたりするのも、これは1つのさな、大きなあれやと、そこでね、トップ同士のあれで話して、どうしても、この点は譲れなかったんやとか、相手方の主張はこうで、これは町側は譲れなかったもので、どうしようもなかったとかね、そういうような、やはり議会に対してね、きちっとした説明もできないような中で、訴えられたら何でも関係ないよと、課のほうで対処して、受けておけというようなことでは、話し合い1回もしてないということはさ、あなたは教育長としての中で、課長に対してそれを見た、進んでつとる時にね、1回そんなら話し合いの場を持ってというぐらいの指示を出して、同じ町内に住む町民からの訴状だから、そこは極力、避けやないかんということの中で、最大限、努力したけど、どうしようもなかったというんだったら、私らもしょうない。

しかし、今の教育長、あなたの答弁では、何も努力したような形跡は見受けられない。それやったら、訴状どんどん起こされますよ。やはり回避しようとするのも、やはり行政としてのね、努力じゃないかと思います。どうですか、教育長。

**平野倭規議長**

安部教育長。

## 安部正美教育長

おっしゃるとおりだと、私も今、お聞きしましてですね、反省はしております。避けるべき努力を、もっとすべきであったと、そういうふうには思います。ここで、町長部局とも相談をしながらのことですけれども、今後はそういうようなことがないように、努力はしていないかと、そういうふうに感じました。

## 平野倅規議長

入江康仁君。

### 6番 入江康仁君

あのね、教育長、教育長のそのいろんな、今のいうたら反省の答弁いただいて、したんですけどね、やっぱり教育の場になると、やはり建てた、今、学んだ子どもたちにもね、何かとね、また問題になつとると。ということは、中身を知らないで、大卒の外から判断するのが町民であり、その学んだっていう、あれなんですよね。

だから、1つの例としてね、「おいっ」て、一般町民のいうことはこうですよ、おいって、誰々議員は訴えたやないかよって、あれもわからんアホやなって、こんなんですわ、中身を知らんと、これが現実です。だからやはり、そういうことの、どっちがええか悪いかはわかりません、これは私も、これは。しかし、私はどちらもお互いのやはり考えをもって、自分の意思で、意見でということ、なつたと思うんですよね。だから、相手方も言い分があり、また町側も言い分あつて、当然やと思います。

しかし、極力そういうことだけはね、避けてじゃなくて、それは私は一番あの本当に感じております。やはりね、町民はお魚らんの時もそうやった、前町長の奥山さんは、これは保証金は、移転保証は払わんでもええと言つた。払わんでも、ええということの中で、これ海山から引き継いどつた。そして、僕は議員になって、初めてそれへ中へ入らせてもろて、これは話し合いを持ったです。課長と、それでその当事者と、それでそこで、言わん言つたの話だから、もう駄目だよと、言わん言つたことだったらあかんと、あんたら公文書もうたり、文書で交わさなあかんと、そやで、このままだったら話にならんから、訴訟を起こせと、訴訟いつたら取れると、しかし、これを起こすことによって、行政は町民のあなた方を悪者に仕立てるよと、それに耐えられるんやつたら、やれと。しかし、絶対に保証金はもらえますと、その時は、町長も議員も皆、聞いとつたですよ。絶対に払わんでも、ええんやということ、議会の議決のもうてやつとつたんですから、私は取れるというて、その人にもあれしました。現実、取つた。ね、そういうことの中で、私はそう

いう訴訟をね、行政と同じ地域の住む人のあれは、もう極力避けやなあかん、どっちがええとか、悪いかないにしてね。

話し合えるんだったら、話し合いで、やはりもっていきたい。そして、その結果が町民に対してプラスになりゃいいけど、町民に対してマイナスになったら、これは本当に大きな問題ですよ。そうでしょう。だから、これはみんな私は、課長連中もそうです。ねっ、あんたが中央でいうたら官僚や、やはり、そういうことの中で、やはり、私は県の職員にいった時に、私らは法を守り、法を正しく執行して、何人にも平等にきちんとやったりや、どんな圧力にも私ら怖ないんやと、こう言った職員おった。私は尊敬したですよ、これは。ねっ。やはり、紀北町もあんまり裁判沙汰が多すぎる。そやで、今回のこれをね、幕にして、やはり一つの発展しようとしたらね、町内で争いをしとるような地域にね、発展はないです。

教育長、私はそやでこれをね、1つの最後にしてね、いい例をつくっていただいて、判例も、それでこの紀北町の明るい生徒たちのためにもね、きちっとこれ結果出さなあかんと思います。だから、そのためにも頑張っていたきたいけど、もう極力、問題はこれは町長にも言うておきます。こういうことの起こされないように、町長、努力もしていただきたいと思いますんで、町長、ここで町長の発言をちょっと求めます、はい。

#### **平野倅規議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

いろいろと入江議員のですね、お話聞かせていただきました。ただですね、それぞれ裁判はですね、裁判のそれぞれの特徴というのがあると思うんです。起こした原因とかですね、いろいろ問題の起因するところがあって、だから、お魚らんど等とはまた違う話だと思えます。また、これ教育長に先ほどお話しされたんですけど、監査請求がまず起こされて、その中での、お金の出所のお話でございます。ですから、教育長からすればですね、予算執行権は私が持ってますんで、そういう中で教育長がお話できるという部分でもないところがあります。

議案も提案して、私もいろいろやってきまして、教育委員会も紀北中学校をやっている中で、PTAの方々とか、地域の方々、それからもちろん議会へもお示しして議論をして進めてまいりまして、我々としては行政的な手続きは、きちっと踏んできたつもりでございます。そういう中での私の予算執行に対して、監査請求が起こされてですね、それが、

今度、住民訴訟という形になったわけです。

ですから、我々としてはそこに介在してですね、裏でやめてくださいよ、どうのこうのいうことじゃないと思います。現に、監査請求で監査の皆さんが意見をきちっと付して、された中で、我々はある日、突然届いたのが訴状なんですよね。だから、監査請求としては監査委員の皆さんは、これこういう考えですよと出されて、我々としても行政手続きを踏んで、議会の議決を得て、その上で執行させていただいた事業ですから、当然しかるべき手順を踏んだと思っておりますので、そういった部分の予算の執行に関して、今、予算に対しての住民訴訟なんです、お金に、金銭に対しての。

ですから、今までのあった訴訟とはですね、少し毛色、違いもあろうと思います。我々としては、しかし訴えられた限りは、やっぱり受けないとですね、これ認めたこととなりますんで、大変、大きな金額です。236万円という金額をですね、我々が議員の皆さんにお認めいただいて、戦っていかなければなりません。その正当性については、私は精一杯裁判でも、お話させていただきまして、我々の議会議決を得た上での事業ということをし、しっかりとですね、認識した、自分が認識した上で、議論っていうんですか、そういった裁判所で意見を述べていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。236万4,000円でございます。失礼しました。

#### 平野倅規議長

北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

大変、この本議場は議論しにくい場です。はっきり申し上げてね。ですから、私は一般論として、お聞きいたします。まずですね、これは法解釈、私どもですね、現平野議長、前川端議長のもとに、正当な手続きのもとに、正当に議決しております。23年度予算、24年度予算、これは間違いのないところです。で、お聞きしますけれども、地方自治法の242か、242条に定める住民監査請求のね、これは二通り、地方自治法にありますけれども、242条を住民訴訟、住民監査請求をして認められなかった時に、この住民訴訟の手続きというのが定められているんですね。

それで、これは専門的分野を学ばれた副町長にお尋ねしますが、この法に定める住民という概念をお聞かせいただきたいと思います。住民の概念です、つまり、これは憲法に定める国民の訴える権利の一部ですけれども、1つの特殊なケースです。この住民訴訟ね。ですから、大変収入印紙代も、大変安くなっているね。ただこれは、住民が住民監査請求を起こし



て、242条やったかな、間違とったらいってください。242条に基づく住民監査請求を起こして、自分の主張が通らなかった時に、住民監査、住民訴訟を起こす権利が定められております。これについては、この住民の概念をお聞かせください。

例えば、それは、尾上町長でもいいのか、あなたはここへ住んでいるから、住民の1人ですね。副町長でもいいのか、極端に言えばね。ですから、住民、この場合の住民という、訴えを起こす権利のある住民の概念をご説明ください。これ多分、町民はほとんど理解できない、現状でね、先ほどからの議論聞いて、一般論としてお聞きします。

#### 平野倅規議長

山岡副町長。

#### 山岡哲也副町長

地方自治法 242条で定められております住民監査請求の、請求の当事者たる住民ということでございますが、逐条解説の中ではですね、この住民監査請求の請求者は、普通地方公共団体の住民であるというところですね、住民であればですね、基本的に要件に該当するとなっております。ということしか、逐条解説的な解説には、記載されていないというのが現状でございます。

#### 18番 北村博司議員

判例もないですか。

#### 山岡哲也副町長

今のところ、私の読んでいる部分では、記載されてございません。はい。

#### 平野倅規議長

北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

いや、極端に言えば住民登録していれば、誰でもできるのかというと、まあね、ちょっと世間上、責任にはかみ合いませんすわね。例えば、尾上壽一町長の奥さんがですね、個人である尾上町長を訴えるという、それも許されるのか。いやいやいや、今の話だったら、ということは判例がないということですね。つまりほとんど私は、今回の場合は前例がないかなという気がしますが。それと、これはですね、私ども、これ全員がここにいるのは議員ですが、議員として正当に議決したものについて、主張はいろいろできると思いますけれども、こういう形というのは、一般論としてはありうるのかどうか。

それと、私どもは現議長、前議長以下、議決にして責任を負う立場ですね、機関意思が

決定されて、町長から提案された予算案を、正当な適正に審議して議決しておりますから、自分の意見と違っても責任を負う、負わなければならない、団体意思になったわけですから、我々は機関ですけれども、町長という機関から提出された予算を承認したことで、団体意思の決定になつとるわけですね。

つまり、その結果については、我々はそれぞれ応分の責任を負わなきゃならんのですが、これについての副町長の見解をお聞きしたいということと。こととですね、これは憲法にはですね、地方自治はその本旨に従うと簡単に書いてありますね。これはもう今さら、釈迦に説法ですが、地方自治、つまり自分たちで、地方公共団体はですね、自分たちで決めて、自分たちのやったことに責任を負うと、その責任は継続するわけですね。ただ、この過程に不正な手続きがあったとか、不当な事実があったとかいうのは、これ私は監査請求だろうが、訴訟が起こっても、これは当然と思いますけれども、ここで1つきっぱりおっしゃっていただきたいんですが、私どもは常任委員会、担当常任委員会以外のものですね、極めて限られとるわけですね。審議する機会はない。私、実は23年度当初、24年度の当初、いずれもこの部分についての委員会の議事録を精細に見せていただきましたね。閲覧した。ところがですね、紀北中の建設用地に、既に建ってますが、津波の被害の想定を踏まえた議論は見当たりませんでした。これ、学校教育課長は出席しとると思いますんで、前課長、現課長、教育民生常任委員会の委員会審議の中で、そういう議論はありましたか。確認したいと思います。歴代、交代しとるんやでね、24年度は玉津課長やな、前任は世古課長やな、私が議事録で見た限りは、ちょっと私が目についたのは、紀北中のグラウンド、人工芝にするつもりはないのかという議論は、1つ目についたぐらいで、災害を想定した議論は、何もなかったですが、私の見落としでしょうか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

#### **平野倅規議長**

山岡副町長。

#### **山岡哲也副町長**

前半のですね、住民訴訟ですね、当事者ですけれども、やはり法律的にはですね、どのような住民であってもですね、できるということにはなろうと思います、原則といいますか、ただですね、そう言われるように、それぞれのお立場で、住民といってもそれぞれのお立場がありますから、そういった中で社会的制約といいますか、そういった所属する団体との決定事項との制約とか、そういうなのが、それぞれの個人の中でですね、あろうか

と思いますが、おそらく司法手続きとしてはですね、なかなかそこまでは判断できません  
もので、法律上は、法的にはできるということにならざるを得ないのかなというふうに考  
えております。

**18番 北村博司議員**

いや、前例あるんですか。

**山岡哲也副町長**

前例はですね、私の聞いてるところでは、なんか、他の自治体で地方議員が監査請求をし  
たという例があるというふうに聞いております。ちょっと今、何年のどんな裁判だったかと  
いうことは申し上げられませんけど、あったというふうに聞いております。

**平野倭規議長**

玉津教育課長。

**玉津武幸学校教育課長**

4月以降の異動になりまして、私、平成24年3月時点では、学校教育課におりませんでし  
た。また、4月以降、常任委員会が、学校教育関係で開催されておられませんので、出席して  
おりません。以上です。

**平野倭規議長**

6月、常任委員会はなかったんか。6月は教育民生はなかったと。

**18番 北村博司議員**

それだったら、前課長。

**平野倭規議長**

世古紀伊長島支所長。

**世古雅則紀伊長島総合支所長**

私、23年度まで学校教育のほうで、学校改築に携わってまいりました。議員さん、おっ  
しゃってますように、教育民生常任委員会等で、はっきり、すみません、覚えてませんけ  
ども、津波等に関して、やはり、一部協議したのはあったと思うんですけども、ただ3  
月等の当初では、グラウンド整備の話とか、フェンスの整備、その後には出てきた時に、  
やはり3.11の震災も踏まえまして、やはり、津波のこともあったと思うんですけども、は  
っきり覚えありませんけども、議員おっしゃったように、会議録で確認されなければ、な  
かったのではないかなと思っております。以上です、えらい答えになってなくて、申し訳  
ありません。

**18番 北村博司議員**

ちょっと答弁、不十分。

**平野倅規議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

いや、あったと思うんですけどというような、公式の場でそういうこと困るんですよね。少なくとも、期日指定されて、10月にはね、議長、もう10月には第1回の口頭弁論があるのにな、担当する課が議論があったか、なかった覚えてないということ自体が勉強不十分です。私は少なくとも、私とほかの議員もそうですが、議事録を精査させていただきました。常任委員会外やで、わからんわけやで、どんな議論があって、その結果が今回の訴訟に発展しとるかということは、わからんわけですからね。ですから、私は、これ教育委員長にお聞きします。教育委員会の責任者は教育委員長ですから、先ほどから、前者がいろいろ教育委員会のあれというのを言ってますが、現実には、完成して、以後でしょう、学校が町長部局から教育委員会の管理に移ったのは。それまでは、当事者じゃなかったわけですね。ただ、仲裁というんか、話し合いしたかどうかという議論を、教育委員会の中で、議論されたことありますか。また、その時は、運営権、いや管理権は移ってなかったと思いますよ。鍵を渡たされてないでしょう。完成検査が終わってからでしょう。ですから、今回の被告も町長個人になつとるわけで、ですけども、念のためお聞きします。

これまでの議論の経過を精査されているかどうか、議事録等をですね、私はさせていたいただきました。教育委員会はしてないといったら、ちょっといかんですよ、それは。それと、教育委員会で主体的に議論されましたか。その確認だけして終わります。

**平野倅規議長**

大和教育委員長。

**大和秀昭教育委員長**

北村議員の質問にお答えをいたします。今のですね、これまでの建築に関わって、常任委員会等での議論についての精査については行っておりません。

それから、このことについてですね、私自身も含めて十分に関わってなかった。議論についてというのが、実態でございます。以上です。

**18番 北村博司議員**

結果だけでいいです。

平野倅規議長

よろしいかな。

(「議長」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

あんた、当事者やろ、当事者やろ。ちょっと遠慮してほしいんやけど。

9番 奥村武生議員

まあやめたいんやけどさね。

平野倅規議長

指名していないので、あんたは。

9番 奥村武生議員

いわれのないようなことを言われればさ。これはどこで発言するんかな、反論を。

(「裁判所」と呼ぶ者あり)

9番 奥村武生議員

そなんやったら、あんた、訴状の中で主張しておるわけじゃないか。

平野倅規議長

私の立場で、当事者にちょっと発言は控えていただきたいということでもんで、私は、奥村議員の質疑を受けられませんので、ご了承ください。

---

平野倅規議長

ここで、暫時休憩いたします。

(午後 3時 11分)

---

平野倅規議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 3時 27分)

---

平野倅規議長

ほかに質疑される方はありませんか。

松永征也君。

## 12番 松永征也議員

12ページのですね、要援護者台帳整備事業とですね、それから、16ページの人・農地プラン事業ですね、これにつきまして、どのような事業をされようとされるのかですね、事業の内容をお聞きいたしたいと思います。

## 平野倅規議長

福祉保健課長。

## 大谷眞吾福祉保健課長

まず12ページの要援護者台帳事業ですが、これは三重県地域支え合い体制づくり事業補助金 500万円を活用しまして、これまでですね、福祉課でもっておりましたエクセル及び紙ベースにより管理している災害時要援護者名簿台帳を住民基本台帳システムと連動した電算システムをつくります。それによりまして、要援護者の身体の状況や介護認定情報、各種福祉サービス利用情報のデータを管理することで、平常時の要援護者の見守り活動や、災害時、緊急時の避難行動等に役立てるものです。また、地図情報、三重県のWeb、GISなんですが、これを組み込み、要援護者宅の特定を容易にできるようにいたします。さらに役場の関係部署で、ネットワークを結ぶというものでございます。以上でございます。

## 平野倅規議長

武岡農林水産課長。

## 武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

16ページの農業総務費、人・農地プラン事業 402万 5,000円についてでございます。この分につきましては、需用費30万円、役務費10万円、この分が、人・農地プランを今後進める上での事務費でございます。

それと、19節・負担金補助及び交付金事業補助金の 362万 5,000円の分でございます。これにつきましては、農林水産省が行っております新規就農者確保事業の中の新規就農者への支援等を行う補助金として、補正をお願いするものでございます。新規就農者への支援といたしまして、青年就農給付金を予定してございます。この金額につきましては 187万 5,000円、それとは別に農地集積への支援として経営転換協力金、分散錯誤解消協力金として 175万円を予定してございます。以上でございます。

## 平野倅規議長

松永征也君。

## 12番 松永征也議員

要援護者台帳についてはですね、変動があると思うんですけども、これは随時、整備されていく、できる、そういう整備がね、今後、続けていかれるのかどうかね。それとですね、先日、9月2日にですね、防災訓練ありましたですけども、私の参加した地域においてもですね、足が悪いとかいうことでね、自立で避難ができない方、そのような方が41名おられるという報告をいただきました。町内にはですね、多数の方がおられると思うんですが、そのようなことに、どのような経路でね、システムで伝達して、これを活用しようとしておられるのかですね、その辺、お聞きしたいと思います。

それから、人・農地プラン事業については、プランということで計画策定ではないんかと思うんですが、私はね、この本町の農業なんですけども、課題は大変多いと思うんです。1つは農機具にしましてもですね、個々に購入しておるわけですね。これなんかはですね、共同で買うとか、また、リースの制度を設けるとか、そういうことをすべきじゃないかと思えますし、また、品種についてもですね、従来の米、一辺倒、米づくり一辺倒のように思うんですが、そうではなしに、そういうことも必要なんですけども、その風土に合った新しいね、品種の導入とかですね、また、6次産業化ですね、生産だけじゃなしに、販売、それから加工、そういうこともね、今後ですね、推進していかなければいけないんじゃないんかと思うんですが、そのような計画書の策定は、こういう、このプランには含まれないのでしょうか。

## 平野倅規議長

大谷福祉保健課長。

## 大谷眞吾福祉保健課長

まず、要援護者台帳システムですけども、今度も引き続いてやっていくのかという質問ですけども、引き続いてやっていきます。これまでも、年に1回は更新しておりました。これからコンピューターにより管理することになります。

それですね、このシステムはあくまでも情報を早く得るためのものなんですけども、これまで登録を行っていた障害の状況、介護の区分、人工透析の有無とか、緊急連絡先のほかにですね、このシステムの特徴で、一番長所は町内の地図が検索できます。それで持って、要援護者の自宅を地図で検索することができます。

それから、それは三重県のWebGISシステムを使うんですけども、地番図、航空写真、地形図で表示できます。

それから、まず地図にですね、要援護者の自宅に印ができ、例えば、この本地地区の地図を出しますと、そこに点で印がうたれて、その住所、氏名が表示できます。それから、洪水、浸水地域、土砂災害危険地域、津波浸水予想地域、そういうものも表示することができます。それから、かかりつけの医療機関を入力できます。それから、災害時の要援護者の避難行動を容易にするため、避難支援者、避難経路、避難場所も入力します。

それから、高齢者福祉サービスの利用の分、そういうものも確認できます。そういう情報を事前に得るためのシステムでございます。以上でございます。

#### 平野倭規議長

武岡農林水産課長。

#### 武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

人・農地プランと申しますのは、地域農業のマスタープランとして、国の制度に則った形で、集落単位でプランを作成するものでございます。このプランに位置づけられた中で、農地集積の支援とか、新規就農者への支援を行える制度となっております。確かに議員さんおっしゃられますように、地域の抱える問題点といたしまして、例えば、新しい品種の導入とか、6次産業化というのは、当然あるかと思えます。このプランの作成につきましては、集落単位でプランを作成することとなりますので、今後、地域の農業者の方ですね、このプランの作成について進めていく中での、協議の中で、こういった問題についても、話し合っていきたいと考えております。以上でございます。

#### 平野倭規議長

松永征也君。

#### 12番 松永征也議員

人・農地プラン事業なんですけどもね、地域にあった農業を推進していくために、プランをつくっていくということなんですけども、農業従事者にはですね、女性の方が大変多いと思うんですが、そのようなことからね、女性の方の参加も行って、意見を取り入れるというようなことをすべきじゃないんかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

#### 平野倭規議長

武岡農林水産課長。



## 武岡芳樹農林水産課長

もちろん地域の農業者の方で、女性の方もたくさんおみえになります。その女性の方です  
ね、ご意見も取り入れながらですね、プランを進めていきたいと考えております。以上で  
ございます。

## 平野倭規議長

次に、東清剛議員。

### 11番 東清剛議員

先ほどの11ページの教育関係訴訟事業ですね、236万4,000円、こういうのが発生、大変  
残念な状況に思いますね。それで、なおかつ、私も監査委員として、いろいろ関わってきま  
した。この案件というのは、先ほど前者議員がしっかり述べられたように、まったくその通  
りだと思っております。当然、議決に参加した議員が、このようなことを提訴していいのか  
どうか。私は監査委員の中でも、初めから却下すべきだという意見はもってました。そう  
いう中で、弁護士の先生といろいろ相談した結果、住民である、先ほど、先輩議員が言われ  
たようにね、そういうのを善解しながら、受理しろということだったわけですね。それで、  
もう流れとしたら、当然、住民訴訟になるんでしょうけども、その前に、自分自身がね、ど  
のような立場、ここをもう少し自覚していただきたいかったなど、それをまず一番残念なこと  
だと思います。この件に関しては、あまり深く言いません。

また、今回ね、236万4,000円という予算額があがってきました。これは、裁判訴訟で  
すから、どのような結果が出るかわかりませんが、このようなことが出て、仮に町側  
が勝訴した場合、この費用をどのようにされるのか。被告である町長、いかが考えており  
ますか、お伺いいたします。

## 平野倭規議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

町が勝利したらということではですね、これから裁判ですので、少しこの費用につしまし  
て、どうするかということは控えさせていただきます。まだ判決も、第1回の口頭弁論も  
おきていない状態ですので、その辺ご理解いただきたいと思います。

## 平野倭規議長

東清剛議員。

### 11番 東清剛議員

随分、弱気な発言じゃないんですか。我々、議員の賛同を受けてね、進めた事業ですよ、これ。紀北中学校の改築って、自信を持って、もう少しやってくださいよ。そうじゃないと、困るじゃないですか、やっぱり。それはもう少し、しっかりした対応していただかんと、我々、町長が進めたことに、何も乗っていきませんよ。今後、どの案件についても、このような住民監査請求が起きる可能性がありますよ。そういうことをね、招かないように、当然一番初めに言われた、前者議員でも。町民と執行部が、それこそ訴訟になるのが、大変、残念な結果です。その辺も踏まえてね、やはりこれは泣き寝入りをしないようなことをしないと、示しがつかないと思いますけども、いかがですか。

#### 平野倅規議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

自信を持ってという発言で、自信ないとか、そういう問題じゃなしにですね、この 236 万 4,000円をどうするかという判断だと思ったんで、それは裁判やったのちしか語れないのではないかというつもりで、お話をさせていただきました。

先ほど、申しあげましたように、私はですね、住民の皆様、それから、PTAの皆様、3.11以降もですね、PTAの皆さんとも、教育委員会、会議をもっていております。そういう中の意見も踏まえてですね、全部、進めていった事業です。それから、議会の議決もいただきまして、自信をもって私はさせていただいた事業でございます。ですから、そこらについてはですね、やっていきますが、この裁判費用は原告のとか、文面ありますけども、あれば経費的な部分のところでございますので、こういう弁護士にかかった費用とか、そういうものは、また別個の話になろうかと思えます。

ただですね、私も信念をもって行った事業ですので、これに何ら瑕疵はないというか、自分自身で間違いはないと思っておりますので、しっかりと裁判は戦っていきたくと、そのように思います。

#### 平野倅規議長

東清剛議員。

#### 11番 東清剛議員

自信もった発言いただきまして、今後はね、そのように進めていただきたい。それで、最後の部分、ちょっと濁しましたけども、やはり、こういうことでね、訴えられたら、やはり、それは誰の責任かっていう、責任までね、追求していかないと、やはり、やっぱり

それは社会通念上、あまりよくないんじゃないかと思います。それで、またね、先ほど教育委員会でも協議された、されなかったと言われるけど、当然、陳述の場を設けてね、お互いに陳述しあってます。それを、我々もしっかり見せていただきました。そういう中で棄却という措置をとったわけです。その辺もしっかり理解していただき、それで、ここにおける議員の皆さんは、やっぱり賛同された、先ほど町長言われたようにね、そういう事業ですので、今後、それについてはどうしても請求はするようにしてください。私の願いです、それは。そういうこと。

**平野倅規議長**

回答はええな。

**11番 東清剛議員**

もう1つ、できたらね、できたら原告のね、ここにいらっしゃる原告の方に、取り下げていただくのが、一番いいのかなと思いますけども、というのが、私のやっぱりあれです、監査委員として棄却した、代表監査委員の井上さんもみえますけども、それがやっぱり本音だと思います。以上です。

**平野倅規議長**

回答はええな。

(「議 長」と呼ぶ者あり)

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終了いたします。

これで、歳出の総務費から商工費までの質疑を終ります。

次に、歳出20ページ、7款・土木費から37ページの給与費明細書までの質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか

(「な し」と呼ぶ者あり)

**平野倅規議長**

以上で、土木費から給与費明細書までの質疑を終ります。

これで、議案第47号についての質疑を終ります。

## 平野倅規議長

次に、日程第13 議案第48号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

瀧本議員。

## 5番 瀧本攻議員

課長にですね、繰越金が1億1,600万円増えてきたと、そして、繰入金を6,000万円ほど戻したということですね。そして、前期高齢者の交付金が3,481万7,000円、これは社保からの、私の記憶では2.1%ぐらいかな、社保からのいわゆるこれは交付金ですか、社会保険のほうからの、その辺のところの確認を、なぜ、その1億1,600万円残ったのかと。この2点について。

## 平野倅規議長

工門住民課長。

## 工門利弘住民課長

まず、なぜ、このような繰越金が出たということをございますけども、一般被保険者の療養給付費というのは、今年度の予算を単純に12で割ってみてもですね、1億4,000万円ほどの額が毎月平均いるということになっております。そして、補正予算でもですね、3月、年度末までのですね、医療費をもう1回、決算見込みを立ててみてですね、この状況であれば追加補正しなければならないということで、補正予算も認めていただいたところですが、最終の伸びが若干少なかったということもございまして、この繰越金が発生したということをございます。

それからですね、前期高齢者交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からくる交付金でございまして、以前にですね、議員さんからもご指摘を受けてですね、去年、確か1億500万円ほどのですね、増額補正をさせていただいたところをございまして、24年度におきましてはですね、国が示す算式に当てはめまして計算したところです。

そして、以前もですね、そういう計算式でしたことがあったんですが、まだ平成20年度にこの後期高齢者のとか、前期高齢者交付金の制度が始まったばかりということで、かなり差のある数値になりましたんで、前年度数値を参考にして、23年度までは予算計上しておりましたが、今回につきましては、24年度につきましては、その算式に当てはめたとい

うところで、何年か経ってですね、国もかなり近い数字を出してきまして、その算式に当てはめて、ただ差異のことですので、5%の安全率を見込みましたので、この3,481万7,000円、実際にはその5%、国の算式が1.1%ですね、低い額で交付金が決定されたわけなんですけども、その逆にですね、3.9%分を増額補正させてもらうという結果になったところでございます。以上です。

**平野倅規議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第14**

**平野倅規議長**

次に、日程第14 議案第49号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第15**

**平野倅規議長**

次に、日程第15 議案第50号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第16

### 平野倅規議長

次に、日程第16 議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第17

### 平野倅規議長

次に、日程第17 認定第1号 平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑については、まず歳入全般について質疑を行います。歳出については、33ページの1款・議会費から、65ページの6款・商工費までと、65ページの7款・土木費から93ページの財産に関する調書までの3分割で質疑を行います。

それでは、13ページから32ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

北村博司君。

### 18番 北村博司議員

基本的には、このあと構成される決算特別委員会に審議をしていただくこととなりますが、1点だけ13ページの町たばこ税、調定額で1億3,700万円という、2,300万円を途中で補正しとるわけですが、これはですね、町民税のどうですか、5分の1ぐらいに相当するわけですね。大変、愛煙家の方は、町の財政に大変貢献しとるということになりますが、5分の1ですよ、世間から何か除け者にされるような雰囲気、なかなか喫煙する場所もない時代に、これだけ納税しとるわけですよ。これについて、町長のご所見を賜りたい。

### 平野倅規議長

尾上町長。

**尾上壽一町長**

町といたしましては、このたばこ税につきましては、大変、重要な財源だと考えておりますが、このたばこにつきましてはですね、個人個人の皆さんの健康に関することでございますので、個人個人の皆さんがですね、健康に留意しつつ、愛煙家の方は吸っていただくということで、我々といたしましてはですね、たばこ税、この1億3,700万円なにがしはですね、大変重要な財源だと認識をいたしております。

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出33ページの1款・議会費から65ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、65ページの7款・土木費から93ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了します。

---

**日程第18**

**平野倅規議長**

次に、日程第18 認定第2号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第19

##### 平野倅規議長

次に、日程第19 認定第3号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### 平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第20

##### 平野倅規議長

次に、日程第20 認定第4号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### 平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第21

##### 平野倅規議長

次に、日程第21 認定第5号 平成23年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。



質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了します。

---

#### 平野倅規議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

報告第6号及び報告第7号の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求め  
るため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいた  
します。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第6号 平成23年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財  
政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度紀北町における健全化判断  
比率を監査委員の意見を付けて、報告するものであります。

報告第7号 平成23年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。地方  
公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度紀北町の公営  
企業における資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきまして、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、そ  
れぞれ担当に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### 平野倅規議長

続いて、報告第6号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

#### 堀秀俊財政課長

それでは、報告第6号について、説明をさせていただきます。

議案書の26ページをお願いいたします。

報告第6号 平成23年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成23年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

法律第3条第1項の規定によりまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行うものであります。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上となると、財政の健全化や再生のための計画を策定しなければならないこととなっております。

27ページをご覧ください。

初めに実質赤字比率であります。赤字が生じておりませんので数値の記載はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましても、赤字が生じておりませんので、同様に数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率であります。10.4%で、前年度と比べまして0.9%の改善となっております。単年度数値としましては、標準財政規模の減少等により、前年度の単年度数値を上回っておりますが、実質公債費比率は3カ年の平均値をもって算出することから、このような結果となっております。以前に比べ、繰上償還の実施や、元利償還金に対する普通交付税の基準財政需要額への算入割合が増えたことによりまして、実質的な元利償還額が減少してきていることが、改善の主な原因であります。参考に記載しております、早期健全化基準の25%に比べましても、低い数値となっております。

次に、将来負担比率であります。24.8%で、前年度と比べまして17.9%の改善となって

おります。充当可能な基金が増加したことが、その主な要因でありまして、早期健全化基準の350%と比べましても、低い数値となっております。

以上、いずれの数値も基準をクリアしたものとなっております。

なお、28から29ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書であります。

以上で報告の説明を終わらせていただきます。

#### 平野倅規議長

次に、報告第7号についての内容説明を求めます。

橋倉水道課長。

#### 橋倉一樹水道課長

報告第7号について説明させていただきます。

報告第7号 平成23年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成23年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

31ページをお願いします。

平成23年度紀北町の公営企業における資金不足比率でございますが、水道事業会計では資金不足は発生いたしませんでしたので、数値等はあがっておりません。

以上でございます。次の32ページからは監査委員さんの報告書を付けさせていただきます。以上でございます。

#### 平野倅規議長

以上で、説明を終わり質疑に入ります。

---

### 日程第22

#### 平野倅規議長

日程第22 報告第6号 平成23年度健全化判断比率の報告についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はされる方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第23**

**平野倅規議長**

次に、日程第23 報告第7号 平成23年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野倅規議長**

以上で、質疑を終わります。

それでは、これで2件の報告案件については、聞き置くこととします。

---

**日程第24**

**平野倅規議長**

次に、日程第24 請願・陳情案件を議題とします。

お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、請願4件と陳情1件をここに受理することとし、別紙請願・陳情文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

谷議会事務局長。

**谷吉希議会事務局長**

それでは、請願・陳情文書表により説明をさせていただきます。

平成24年9月紀北町議会定例会、請願文書表、請願第2号でございます。

受理年月日は、平成24年8月20日でございます。

件名は、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書であります。

請願の趣旨は、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたいというものでございます。

請願者の氏名でございます。紀北町PTA連絡協議会会長 疇地浩正氏、三重県紀北町校長会会長 久保博文氏、三重県教職員組合紀北支部支部長 奥村健二氏でございます。

紹介議員は、平野隆久議員、太田哲生議員、東貴雄議員の3名でございます。

付託委員会は教育民生常任委員会でございます。

続きまして、請願第3号でございます。受理年月日は、平成24年8月20日でございます。

件名は、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書であります。

請願の趣旨は、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたいというものでございます。

請願者、紹介議員、付託委員会は請願2号と同じでございます。

続きまして、請願第4号でございます。受理年月日は、平成24年8月20日でございます。

件名は、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書であります。

請願の趣旨は、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたいというものでございます。

請願者、紹介議員、付託委員会は請願2号、請願3号と同じであります。

続きまして、請願第5号でございます。受理年月日は、平成24年8月20日であります。

件名は、防災対策の見直しや充実を求める請願書であります。

請願の趣旨は、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただきたいというものでございます。

請願者、紹介議員、付託委員会は請願2号、請願3号、請願4号と同じであります。

続きまして、陳情第1号でございます。受理年月日は、平成24年8月31日でございます。

件名は、一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）の許可業務の改善を求める陳情書であります。

陳情の趣旨は、一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）許可業務を改善して、業者数を増やし、業者の独占状態をなくしていただきたいというものでございます。

陳情者は、北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1200番地1 松嶋秀兒氏でございます。

付託委員会は、教育民生常任委員会でございます。

以上でございます。

**平野倅規議長**

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願・陳情については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することとなりますので、ご報告申し上げます。

以上で、今回提案されました事件についての質疑はすべて終了しました。

---

**平野倅規議長**

ここで追加議案を提出するため、この場で暫時休憩します。

(午後 4時 07分)

---

**平野倅規議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 10分)

---

**日程の追加**

**平野倅規議長**

お諮りします。

ただいま配付しました2件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**平野倅規議長**

異議なしと認めます。

したがって、この2件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

---

**追加日程第1**

**平野倅規議長**

追加日程第1 発議第2号 決算特別委員会設置に関する決議を議題とします。

お諮りします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、委員会条例第6条の規定により、委員7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、また、審査期限については、審査が終了するまでとし、閉会中もなお審査を行うことにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査にあたっては、委員7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定します。

---

#### 決算特別委員会委員の指名

#### 平野倅規議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定します。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、

1番	奥村仁君	2番	東貴雄君
3番	樋口泰生君	5番	瀧本攻君
6番	入江康仁君	8番	玉津充君
9番	奥村武生君		

の7人を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平野倅規議長**

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員には、ただいま議長が指名したとおり、選任することに決定します。

---

**平野倅規議長**

決算特別委員会の委員が決定しましたので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長委員が行うことになります。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

---

**平野倅規議長**

それではここで4時30分まで、決算特別委員会を開催するため、暫時、休憩いたします。

(午後 4時 13分)

---

**平野倅規議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 30分)

---

**平野倅規議長**

ただいまの互選の結果について報告します。

決算特別委員長に、瀧本 攻君

副委員長に、東 貴雄君が就任されました。おめでとうございます。

決算審査にあたってはよろしく願いいたします。



---

## 追加日程第 2

### 平野倅規議長

次に、日程第 2 議案第 52 号 紀北町環境衛生センター（旧ごみ処理施設）解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に追加上程させていただきました、議案第 52 号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 52 号 紀北町環境衛生センター（旧ごみ処理施設）解体工事請負契約の締結について、平成 24 年 9 月 7 日に入札執行した、紀北町環境衛生センター解体工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に規定される契約にあたりますので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 52 号につきましては、以上でございますが、詳細につきましては担当に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

### 平野倅規議長

環境管理課長。

### 井谷哲環境管理課長

それでは、議案第 52 号 紀北町環境衛生センター（旧ごみ処理施設）解体工事請負契約の締結について、ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

議案第 52 号 紀北町環境衛生センター（旧ごみ処理施設）解体工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

記

1 契約の目的 紀北町環境衛生センター（旧ごみ処理施設）解体工事

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1億 2,705万円
- 4 契約の相手方 浅沼・平野特定建設工事共同企業体

代表者

三重県津市栄町3丁目 265番地

株式会社 浅沼組 三重営業所

所長 野坂充宏

平成24年9月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、老朽化した紀北町環境衛生センターの旧ごみ処理施設を解体し、資源ごみのストックヤードを整備することにより、環境保全及びさらなる資源ごみの有効活用に資するため、平成24年9月7日に入札執行した紀北町環境衛生センター（旧ごみ処理施設）解体工事請負契約を締結するにあたり、予定価格が5,000万円以上であることから「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この紀北町環境衛生センター、旧ごみ処理施設解体工事につきましては、老朽化が著しい旧ごみ処理施設を解体し、資源ごみのストックヤードを整備することにより、環境保全及びさらなる資源ごみの有効活用に資するためでございます。予算につきましては、平成24年3月21日の3月紀北町議会定例会におきまして、平成24年度紀北町一般会計予算で議決をいただいております。

解体事業の財源につきましては、国庫支出金と合併特例事業債を充当し、事業を実施するものでございます。この工事につきましては、平成24年9月7日、午後1時30分から入札を執行いたしました。その結果、1億 2,705万円で、浅沼・平野特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社 浅沼組 三重営業所が落札いたしました。

工事の設計金額、予定価格につきましては、1億 5,003万 3,450円でありましたので、落札率は84.68%でございます。参加業者は、特定建設工事共同企業体で、代表者が鳶、土工、コンクリート工事の経営自己審査の総合評定値、P点が1,100点以上で、かつ地方公共団体発注の廃棄物焼却炉、日に25トン以上の処理能力を有するものに限る、の建築物及び設備を廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づいた解体工事を元請けとして、施行実績を有するものとし、構成員となるものは、平成24年度紀

北町建設工事発注標準で定める土木工事Aランクのものとし、参加資格申請時に紀北町環境衛生センター解体工事に伴う技術提案書を提出していただき、設計管理を委託しています財団法人三重県環境保全事業団に提案事項の技術評価をしていただき、適正であった2企業体により入札執行いたしました。

平成24年9月10日に仮契約を締結しており、本議会でお認めいただければ、議決を得たあとに本契約とする所存でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、工事費、工事概要などのご説明をさせていただきます。2ページの資料1をご覧ください。工事費ですが、請負金額は1億2,705万円で、その内訳としまして、工事価格が1億2,100万円、消費税605万円でございます。

次に、工事概要でございますが、工種は解体工事でございます。工事概要の本工事の内容につきましては、Aの安全対策工事からBの汚染物除去工事、C-1、C-2の解体工事、Dの排水処理設備工事、Eの解体廃棄物運搬処分、Fの調査・分析工事がございます。まずAの安全対策工事でございますが、解体工事はあくまでも解体作業員の安全等を確保し施行することが基本であります。そのため作業員の安全を確保する設備、セキュリティールームなどの設置工事、汚染物の外部への飛散防止対策で、負圧集塵機設置工事、ダイオキシン類等の測定結果に基づき管理区域を決定し、使用する保護具などを選定して実施するものでございます。

次に、Bの汚染物除去工事につきましては、焼却炉、ガス冷却室、煙突、灰バンカ設備等の高圧洗浄等を行う工事でございます。

次に、C-1の解体工事につきましては、作業用足場・養生は、建屋外周の飛散防止養生として枠組みの足場を設置し、シートにて被いを行ったあと、工場棟、管理棟、煙突を除染後、残留物が除去されたことを確認し、鉄骨カッター付バックホーにて切断解体、RC部分は油圧破碎機にて解体を行うものでございます。

次に、C-2の解体工事につきましては、粗大ごみ処理施設、車庫厚生棟、洗車場等をC-1と同様に解体を実施するものでございます。

次に、Dの排水処理設備工事につきましては、除染作業にて高圧洗浄機等を利用して実施することから、これら排水の水処理を現地で実施し、循環利用します。なお、除染作業が終了した後、それら排水処理設備の排水は特別管理産業廃棄物として適正に処理・処分を行うものでございます。

次に、Eの解体廃棄物運搬処分につきましては、解体工事に伴って排出される廃棄物につ

いて、リサイクル可能なものはリサイクルし、その他の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処理・処分するものでございます。

次に、Fの調査・分析工事につきましては、現況を把握するため、対象施設周辺の敷地、境界付近にて土壌環境及び大気環境調査を行い、ダイオキシン類についての分析を実施するものでございます。

工期につきましては、着工は議会の議決の日から、完成は平成25年3月25日を予定しております。

続きまして、3ページの資料2をご覧ください。環境衛生センター（旧ごみ処理施設）の配置図でございます。現在の環境衛生センター（旧ごみ処理施設）の配置は、図面北側の国道42号から北側に管理棟、工場棟、煙突棟が配置されております。今回の解体工事では、図面右側の水防倉庫を除く緑色で着色した部分の建物の解体工事を予定しております。外観といたしまして、資料2右側に写真①②を付けさせていただいておりますが、写真・は国道42号側から環境衛生センター（旧ごみ処理施設）を撮影したものであります。

写真②は紀伊長島リサイクルセンター側から撮影したものでございます。

図面下の管理棟につきましては、構造は鉄筋コンクリート造り2階建ての建物で、解体撤去にかかる床面積といたしましては331.4㎡の建物でございます。高さにつきましては、屋根部分までの高さが約5.7mであります。

次に、旧ごみ処理施設につきましては、鉄骨・鉄筋コンクリート造り、地下1階、地上2階建ての建物で、解体撤去にかかる床面積といたしましては766.1㎡の建物でございます。焼却能力は1日25トン、8時間で12.5トンの焼却能力がある炉が2炉設置されております。高さといたしましては、煙突側のGLから屋根部分までの高さが約15mでございます。

次に、煙突につきましては、構造は鉄筋コンクリートづくり、地上45m、地下2.6m、上部内側の直径は約1.5m、外側の直径は約1.7mで、下部地下1mで、内側の直径が約2.6m、外側の直径が約3.1mでございます。

これらの建物とあわせて煙突からリサイクルセンター側に、循環装置の安定槽、浄化槽、図面中央の粗大ごみ処理施設などを撤去するものでございます。

続きまして、4ページの資料3をご覧ください。環境衛生センター（旧ごみ処理施設）の姿図でございます。図面左側は、南面の姿図で、右側は東面の姿図でございます。

続きまして、5ページの資料4をご覧ください。

先ほど、資料1で契約にかかる工事概要をご説明いたしましたが、資料4は参考のため解体工事における工事概要ごとの設計金額を記入したものでございますので、よろしくお願いいたします。以上で、議案第52号 紀北町環境衛生センター（旧ごみ処理施設）解体工事請負契約の締結についての内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**平野倅規議長**

以上で、提案理由並びに詳細説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

川端龍雄君。

**15番 川端龍雄議員**

今回の入札の参加者は何社あったのか。

それで、その何社の2番札っていうんか、今、1億2,700万円ですか、そのあとの業者の金額と、その辺。それで、今回、落札した浅沼・平野組の直接工事費は、どのぐらい、諸経費に関しては直接工事費の金額を、ちょっと示していただきたいの。その辺、ひとつお願いします。

**平野倅規議長**

堀財政課長。

**堀秀俊財政課長**

お答えします。まず、参加業者が何社かということだったと思うんですが、2JVです。それと、2番目のですね、2番目の金額、入札額なんですが、税抜きです。これ税抜きでございます、1億2,780万円でございます。

**15番 川端龍雄議員**

会社名は。

**堀秀俊財政課長**

安藤・岡本特定建設工事共同企業体でございます。

**平野倅規議長**

落札率は。

堀財政課長。

**堀秀俊財政課長**

すいません。それは落札した金額のということですね。ちょっと、それは。

落札した金額に対する、この部分につきましてはですね、ちょっと今、手元に持ってませんので、控えておると思いますんで、ちょっと出させます。

#### 平野倭規議長

川端龍雄君。

#### 15番 川端龍雄議員

実はね、今回のこの、町長は5月かなんかで、担当課で、この伊賀南部清掃工場解体撤去工事というのは、これを平成22年で入札し、昨年終わっとるんですわね。担当課はもちろん、担当課以外の方もあるかわからんけども、これ調査に行っとるんですわね、この入札前に。これは間違いないか、そこの点も。その時の向こうの設計価格がね、2億 6,604万 1,000円の設計価格で、今、この今回、2番の札の安藤建設が何か企業体で落札しとるのが、37.8%で2億 6,600万円のが 9,990万円で落札しとるんですわね。

それで、今回は先ほど86点っていいましたけど、税抜きにしたら、おそらく80.6%ぐらいですけど、その37、それで前の結果見るとね、1番札だけの落札した業者が、特別な金額じゃなしに、その2番札も 37.81、1番札は 37.55、それで2番札は2億 6,600万のが、1億 600万円、これで37.8。3番札が1億 340万円で38.8、そのようなことで、各業者ができるということですよ。

1つのこの入札結果と、それと対比するのが適切かどうか、それはわかりませんが、それから見ると、各業者がそのぐらいでできるということを、今回は80%以上の1億 5,000万某のが、1億 2,000万円で、それが町長が適切な入札結果といえるかどうか。それで、その間に、その前に町からは向こうへ調査に行っとるんですわね。当然この金額はわかっとるはずですよ。これはインターネットで見たら、皆これは取り寄せられますからさね、その軽易なお金がさね、それやはり町からも持ち出しは、やはり、かなり持ち出しは、聞くことによりますと、やはり3,000万某以上の町からの持ち出しがあるとされています。

町長、これで、この2社で、この入札方法は、この2つのジョイントで適切やったかどうか。この南伊賀の入札参加会社11社あるんですわね。こういうような極端に倍以上の落札でさね、それが本当に適切なんか、もしもこれが不適切なら、大変な町からのあれが出費がかさなってしまおうし、先ほど裁判の件で 236万円も大変やと、金額やと言ったのがさね、今ですと、これ 4,000万も、4,000万以上もこれ多いんですわね。町長、その件、どのようにこれ適切なんか、どのような入札方法、それから金額が納得できるんか。明解にちょっと

ご答弁願います。

**平野倅規議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員おっしゃる意味で、パーセンテージからするとですね、伊賀南部ですか、39.43 %というお話でございますね。だったですね。37ですか、そうですか、いずれにしる、40%弱ということで入札されております。うちのほうはパーセンテージでいえば 84.68ということですね、率だけで言えば確かに高いとは思いますが。

しかしですね、我々発注するほうとして、こういった中でいろいろな社会情勢等もあったり、いろいろしたのではないかという、私どもですね、入札した方の意思とかですね、見積り自体がですね、どういう意思でされたのか、ちょっとわかりかねるところがございますので、ただ、平成23年3月11日にですね、東日本大震災がございました。そういったことで、解体とかですね、そういった工事が、大変、三陸方面で多いということも伺っておりますし、そういった部分で何らかの社会情勢も反映されたのではないかと思います、適切かと言われるとですね、これらの過去の伊賀南部なんかと比べれば、パーセンテージとしては高いですが、我々の予定価格にはあわせて、それぞれの会社の方がですね、発注できる、ごめんなさい、それを受注して成し遂げる金額で入れられたとしか、私の今の現段階ではお答えのしようのない部分がございます。

**平野倅規議長**

ここで、時間の延長をいたしますので、ご了承ください。

川端龍雄君。

**15番 川端龍雄議員**

町長、今のご答弁はあまりにもこれ、町政の財政を預かっとなる町長としては、不適切な答弁やと思います。向こうの受注者がさね、どんな意思でのつとるか、ともかくって、そういうことは答弁になりませんわね。それが、この金額が妥当なもんかということは、町長が一番、これは判断しなきゃいけない問題じゃないですか。向こうまで調査に行っとなるでしょう、担当課行ってないんですか。担当課か何か、担当課またはほかの方も、それで、こういうなことでできると、それに近い数字ならよろしいでしょう、倍ぐらい、こないしてさね、入札社も2社だけですやないかい。もしも、その今の安藤組っていうのが、今、今度、安藤建設ですか、これしとんのが、前回、旧伊賀南部で落札しとるんですわ、

その人か。その人が落札して 37.55で落札しとんのに、今回もしも今、1億、浅沼・平野組でも80何パーセントというんやから、もっとこれは、まだパーセンテージは大きいわけですわね。これで、この設計したのも、設計あれは同じでしょう。この設計、依頼したのが。それもちょっと明確にお答えいただいてさね、こういうようなことをさね、これは大変なあれですよ。認識が、町長がこれがいいっていうんなら、これは本当に大変な問題ですよ、町長の認識が。いや、もう少しこれは近くならね、それから、入札業者もたくさんいるならいいけど、2社で倍以上のこれとして、それで今のいう設計したところが同じか、違ったらどことどういような違い、どこへあれしたのか、依頼したんか。その点も含めてね、やはり町長、もう少し自信持った答弁していただかないと、向こうの受注者の考えを重きにおいてさね、いくらなんでも、震災どうのこうのっていうのも、こんな倍以上のあれ、ほん去年でこれ工事は終わっとなのですよ、これ。もう一度、その設計した業者が、向こうと違うんか、どうか。向こうに皆調査に行っとなのですからね、それで、調査に行った担当課っていうんか、その名前よろしいから、今の環境管理課だけか、そのほかに行っとなか。そういうことも含めて、ちょっと答弁をお願いします。

#### 平野倅規議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

2社というのはですね、私どもJVを組んでいただいて、応募が2社しかなかったというのは、やはり社会情勢があるのではないかと、私は思っております。そういった部分では、それと設計がですね、したということで、我々としてはいろいろなところで、仕様とか見積りをとってですね、我々としては1億5,000万円ぐらいやった、予定価格が1億5,000万円ぐらいということですね。はっきりした数字わかります、そうやって出ささせていただきました。我々としてもですね、そういった。見積りをとってですね、そういったもの、その中の3社の中の平均をとらしていただいて、それから、それを予定価格とさせていただいたというような形でございます。

そういった中ですから、一応、各社がこれぐらいでできるであろうということでございます。また、その伊賀南部等につきましてもですね、その30何%でやった工事がですね、赤字だったのか、黒字だったのか、私にはちょっとそこら辺はわかりませんが、我々としては、そういう見積りをいただいた中で、それらを予定価格として、させていただいたんですから、基本的には、そういった金額で正当な安全・安心な工事ができるのではないかとということで、



数字を出ささせていただきました。

それに対しまして、その業者の方がですね、自分ところが、やはりこれで妥当であろうという数字を入れたということしか、現時点ではお答えできないのではないかと思います。

#### 平野倅規議長

井谷環境管理課長。

#### 井谷哲環境管理課長

調査といわゆる、その入札方法とか、そういうのを聞きに行きました。それで、うちの課と財政課と行きました。それで、この39.43%ということで、先ほど、議員さん言われた赤字か儲けがあるのかという話なんですけども、この時には、担当課に聞きましたら、これでいけたという話です。以上です。

#### 平野倅規議長

次に、奥村武生君。

#### 9番 奥村武生議員

細かいことは、委員会、所属委員会ですので、1つだけ、お聞きしておきたいのは、教民やけどさ、細かいことやなしに、大まかなことで、ちょっと。海山は早々と、煙突は除去したんですけど、長島は何故ここまで、延びてきたかということだけ、ちょっとお聞きしたいんです。

#### 平野倅規議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

その時の執行部がどういう考え方でいたのかは、わかりませんが、私はこの旧ごみ処理施設をですね、早急に取り壊すことが、住民の皆さんの安全・安心につながるということで、今、取り組まさせていただいているんで、その当時、何故撤去しなかったかということについては、私はちょっと存じあげませんので、ご了承いただきたいと、そのように思います。

#### 平野倅規議長

北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

何故、遅かったとか、高い安いという議論、私はしません。過去にあれが稼働しとった時に、最大の被害を受けた地区の住民です。これはですね、煤塵の規制を、規制値を超える、基準値を超える煤塵を、長い間、振りまいておって、尾鷲保健所から2回、業務改善命令出

てます。それで、議会でそれが発覚して、大問題になった。当然、煤塵が異常に振りまいてましたから、ダイオキシンが振りまかれたと。これは、当時ですね、東風、北風があったら古里に降り注ぐんですよ。それで、何度も地域の住民は問題にして、ミカンの葉っぱに、真っ白にあれが煤塵が降り積もって、ミカン狩り用のテントがね、すぐ真っ黒になるような状況だったんですよ。これは住民が一番よく知ってます。ですから、私は高い安いとか、何やどうかやなしに、安全を最大に考えてください。

それで、お尋ねします。周辺環境調査というのは、どの範囲を想定しています。何回やりますか。

それで、結果はきちんと住民に、事前の分も含めてね、現状でダイオキシン類が、土壌とか、極端に言えば風評被害も起こりかねませんから、私らは地域の住民としたら、安心・安全に解体されることが、最大の求めることです。それで課長に聞きます。この周辺、つまり解体に伴って、万が一、降り注ぐ範囲に、万が一ですよ、妊婦、乳児、幼児は何人、住んでいますか。ちょっとお聞きします。

それと何回、環境調査をやりますか。これは金額の問題じゃないです。幾らかけてもらっても、この場合は私は住民の命には変えられませんから、答えてください。

#### 平野倅規議長

井谷環境管理課長。

#### 井谷哲環境管理課長

周辺環境調査なんですけども、これにつきましては、施設と隣地との間の箇所へ、4カ所、標準の砂を置いて、それで、そこを測って、それで、解体が終了しましたら、再度その砂をもう一度測って、飛散しとるかどうかなどを確認します。

それで、その飛散に対しては、ダイオキシン類のばく露防止法に基づいて、飛散をしないように、労働基準局とか、そういうところへ施行計画を出して、これで安全ですよという方法で行います。

それで、その妊婦さんとか、そういう話なんですけども、それはちょっと今、調べておりません。ただその地区、加田地区と古里地区の区長さんには、一応、話はしました。それで、この議会で議決をいただきましたら、住民説明を行いたいと思っております。以上です。

#### 18番 北村博司議員

福祉課長、答えてください。わかっておるはずや。母子手帳もらっとる、何人おるのか

ね、妊婦が何人おるかぐらい、わかっておるはずや。加田地区と古里地区。

**平野倅規議長**

わからんたら、わからんで、はっきり指名して、答え言わせて。わからんたら、わからんで、かまんで、わからんのを、わかっとなるような振りしたらあかん。

大谷福祉保健課長。

**大谷眞吾福祉保健課長**

申し訳ありません。加田地区の母子とか、把握しておりません。

**平野倅規議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

私、この間、尾鷲の焼却場へ潜ったんですよ。それで、ガスマスクをつけて、完全武装でね、みんなそれは処理されましたね、私が着ていったものは、つまり、それぐらいごみ処理場って危険なんですよ。私は誰が言ったかわかりませんが、言いませんけども、私にあんたようそんな危ないところ入ったなという担当の方がいましたよ。よう入れんというたんですよ、実際、触っとなるんですよ。完全武装でいって、それぐらい危険な代物なんですよ。ダイオキシンの固まりです。

だから、それを解体するのに、ありとあらゆる手段を講じてください。それと、周辺的事前環境調査、途中の調査、完璧にやってください。それで、仮に環境基準値を超える、ダイオキシンのだけじゃないですけどもね、幾つかあると思いますか、環境基準が、ちょっとでもオーバーしたら公表して、直ぐ工事をストップするぐらいの気持ちでやってもらわんと困ります。健康と命は金銭は変えられないんですよ。それくらい、あんたよくわかっとなるでしょう。東北の被災地の災害ガレキ、なんで全国は受け入れられないんですか。その理由はやっぱり、妊娠しているお母さん、乳児・幼児の健康が心配だからですよ、理屈やないですよ。それを町長、責任もって環境、事前環境調査、徹底してください。途中で環境基準をオーバーしたら、工事を止めてください。金銭の問題じゃないです。

このあと、担当委員会はこれを十分ご審議をいただきたいと思います。場合によっては、付帯決議を付けるぐらいの審議をお願いしたい。町長、こ答弁をお願いします。

**平野倅規議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

ダイオキシンにつきましてはですね、海山のリサイクルセンターでも、一度ありました。そういったことからですね、ダイオキシンに対して、我々といたしましては、認識は十分持っているつもりでございます。そういった意味で、今回入札の資格もですね、大変厳しくしました。その結果、残念ながら2社というような部分もあったのではないかなと思うんです。そういったことがございますので、我々としては、そこは十分認識した上で、その資格のところですね、記載もさせていただきましたので、我々といたしましては、やはり今、議員おっしゃったように、安全・安心、これをモットーとしてですね、施工される業者につきましては、厳しくあたっていきたいと思いますし、また、環境事業団にその部分の検査を、検査というか、管理・監督をしていただくように、ご予算も認めていただいております。そういったもので、二重に、事業者はその経験者、それから、環境事業団からも、またチェックしていくと、二重のですね、セーフティを設けて、今回、入札に臨んだものでございます。

まずは基準値をオーバーしないように頑張ります。もちろんオーバーすることは、ないと私は信じておりますし、オーバーすれば、それなりの対応をさせていただきます。

#### 平野倅規議長

次に、瀧本攻君。

#### 5番 瀧本攻議員

あのですね、資料不足ですね、これは。まず2社が公募して、今の落札された。その資料、出してきてない。2社が結局、2社で一般競争入札でやったわけでしょう。それを今、口頭で答えとるわけでしょう。その資料がほしい、いただきたい。どの程度って、こんなことぐらい、そやけど、わからなんだら、あんた、本当に憤りを感じてくるよ、これ。入札の結果をくださいというんで、資料で、先ほど川端議員がおっしゃった、このいわゆる見積書、設計書、1億5,000万円、消費税入れて、あのね、これ3社で行ったっておっしゃいましたね、その3社の値段も教えてください。

そして、もう1点はですね、これ全部一式、一式、一式と書いてあるんですね。こんなですね、こんなんで、私らチェックできんですわ。昔は一式で通っておったけど、今はこんな一式では通らんですよ。この一式になるまでの基礎資料があるわけでしょう。その資料をいただきたいですわ。こんな一式、今、一式って書いてですね、民間がですね、請求書をあげたらですね、お客さん怒ってきますよ。労働賃金どんだけかかった、材料費どんだけかかった、別に書いてしやな、払ってくれませんかよ、これ。ちょっとその辺がですね、

行政のほうに緊張感がない。だから、今言った3つの点についてですね、後でよろしいですから、資料を作ってですね、我々議員の中に入れておいてほしいと思います。でないと、最終日の当然、その付託された委員会です、十分にもんでいただくということは、北村さんおっしゃったことは十分ですけども、我々はそれをまた吟味せんならん。だから、明日と明後日とささってが、委員会が開かれるわけですから、明日の5時頃までに作ってですね、5時か昼か作って、各議員の中へ入れておいてくださいよ。これはね、1億5,000万円のをですね、こんだけの資料でね、私、議員、チェックできます、これ。議員をですね、正直いったら愚弄してますわ、これは。どうですか。

**平野倅規議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

2社の結果とですね、3社の見積根拠につきましては、出させていただきますが、今までもですね、こういった形でさせていただいております。ですから、工事概要のところで、どこまで出せるかはですね、また、こちらのほうで検討させていただきたいとは思いますが、その中でさせていただきたいと思います。

おそらく莫大なものがあると思いますんで、どこまで出せるかということも検討してですね、この工事概要につきましては、させていただきたいと思います。以上です。

**平野倅規議長**

瀧本攻君。

**5番 瀧本攻議員**

莫大な資料やったらですね、閲覧できるようにですね、図書室においておいてくれたらいいじゃないですか。そうでしょう。それは、積みあがったものまで、この一式、一式というやり方自体がですね、もう、これ間違ってますよ。それが積み重なって、これ金額になつとるわけでしょう。私ら、これ素人、何もチェックできへんやないか、こんなもん。最低、その人件費が幾らかかってですね、運搬費が幾らかかってですね、処理費が幾らかかってって、そんなもん出てくるでしょう。産廃ですから。だから、こんな資料でですね、1億も超える案件のことをですね、私らにですね、吟味せえというのはね、これチェックできないですよ。

**平野倅規議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

閲覧できるような状況をつくりたいと思います。

**平野倅規議長**

中本議員。

**17番 中本衛議員**

私のほうからも1点だけ伺いたいと思います。解体廃棄物運搬処分というところございますが。よろしいですか。じゃあお尋ねいたします。解体廃棄物運搬処分のこの件ですが、どこにどのように運搬されて処分されるのか。そこらが、町としては、これはある意味、今回、東北のほうでも、そういうガレキの処分もございしますが、迷惑処分やと言われるところもございします。自分たちの町のこういう厄介なものを、どっかの町で処分してもらわなければ、これはどのように、追跡調査等もされるのかどうか、伺いたいと思います。

**平野倅規議長**

井谷環境管理課長。

**井谷哲環境管理課長**

お答えいたします。解体処分の運搬、運搬処分についてでございますが、まず、汚染、区域というのを設定しまして、その煙突と、あと工場棟のところに、汚染のひどいところと、あと管理棟のところで汚染がないところというところで、管理棟の棟のコンクリートとか鉄骨につきましてはリサイクル、地元の再資源化ということで、地元の業者にいく格好になります。それで、あと炉とか煙道の汚染のひどいところにつきましては、特別管理産業廃棄物とか、産業廃棄物と、そのダイオキシンのその量によって決まってくるので、それで、そういう施設で処理するようになっております。以上です。

**平野倅規議長**

中本議員。

**17番 中本衛議員**

そういう施設でというのは、そこらの施設の名前等も把握しとるんですか。

**平野倅規議長**

井谷環境管理課長。

**井谷哲環境管理課長**

私の聞いておるところ、三重県には2社ぐらいあるという話を聞いてます、はい。

**平野倅規議長**

中本衛君。

**17番 中本衛議員**

ある意味では、迷惑、いうたら、そういう粗大ごみみたいな感じになるわけですね。だから、こういうことはですね、町としても責任を持って、正式処分もして迷惑にならないように、そういうふうな内容で、最終的には進めていかないとですね、何や解体工事までして、うちところへ向いて、そんな悪いもん持ってきたんかというような格好になってしまいますんで、その点は十分にわきまえて追跡調査等を、最後までやっていただきたいと、こういうふうに思います。町長、どうですか。

**平野倅規議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

産業廃棄物につきましてはですね、安全・安心、そういう許認可のあるところへ届けさせていただきます。またご存じのようにですね、マニフェスト表を付けないと、今はもうそういうものは処分できないようになっておりますので、その表を見ればですね、どちらへ届けたか、その経緯っていうんですか、行った道筋もわかるようになっておりますので、それは十分チェックできると思います。

**平野倅規議長**

中津畑正量君。

**14番 中津畑正量議員**

あえてですね、教育民生常任委員ですが、委員ですが、この配付されとるやつと、この4、5日前に配付されたやつと、違うんですね。この部分だけ抜いて、52号として、この解体工事請負契約というのが、今回、初めて僕、見たんです。それで、教育民生常任委員会に付託されてはおるんですけども、実際には、この契約の締結なんかについては、総務財政委員会が今までやってら、付託されとったと思うんですが、今のいろいろ質疑も聞いていながらですね、大変複雑なといいますか、ある程度、専門的なのというんですか、そういうところもあるんじゃないかと思うぐらい、僕も初めて見る。ただ、先ほど言われた、何でしたか、閲覧の機会も明日っていうけど、明日、教育民生常任委員会が開かれるんです。その時に見て、ああ、これはこうなんだなというような分かり方を、ちょっと委員会6人で審議するにしても、結構難しいんじゃないかと思うんですがね、これはもう4日前、議案が配付されたときからこうされておったら、またいろいろ調べ方もあるんでしょうけ

ど、そこは聞くところによると、今朝、議運を開いて付託したということなんですが、そこら辺は非常に委員会としても、委員長も含めて、僕自身も面食らっている状況なんですけどね。いや、それは教育民生常任委員会でやりなさいということになるんでしょうかね、これ。それはやらの仕方ないんでしょうけどね。

#### 平野倅規議長

ちょっと今の質問に対しては、私、議会のほうからちょっと説明していただきますけども、前に渡した書類は、追加議案として、まだそれが認められてなくて、それは載せていません。今日、本日、追加議案として、そういう急きよ、これを入れましたので、前の要旨と業務委託した要旨と今日の要旨とは増えておりますもんです、これが。そやもんで、その点をちょっとご理解していただきたい。そういうふうに思います。中身については、私は言う権利はないんですけども、前の渡した書類と今回の書類は違うという部分については、追加議案ですもんで、増えとるということを、ご認識ちょっとお願いしたいと思います。そういうことでよろしいですか、そういうことで、追加議案ですもんで、本当は最終日に議運では、それをお願いするということでしたんですけども、それを急きよ、出てきましたもんで、入札が終わって急きよ、今日やることができましたもんで、今日、入れさせてもろたということなんです。そこをご理解ちょっとお願いしたい。また、今回ちょっと皆のところで、こういうふうに質疑も、説明もさせてもらって、皆さん質疑してもらっただけでも、まだちょっとはまだ、理解ちょっとしていただきたいんですけどね、その点はね。そういうことなんです。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

#### 平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

---

### 委員会付託

#### 平野倅規議長

お諮りします。

本日、議題となっております各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ担当委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平野倅規議長**

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、各常任委員会の開催日につきましては、明日の12日は教育民生常任委員会、13日は総務財政常任委員会及び産業建設常任委員会の開催とします。

いずれも午前9時30分からの開催となります。委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

また、14日は常任委員会の開催を予定しておりましたが、急きょ、議員定数の検討方法についての全員協議会を、午前9時30分から開催したいと思いますので、よろしくようお願いいたします。

**15番 川端龍雄議員**

議長、先ほどの直接、工事費のあれを、財政課長に返事いただいてませんので、あとでするんか、ここでするんか、答弁をいただきたい。

**平野倅規議長**

ちょっと待ってください。

堀財政課長。

**堀秀俊財政課長**

先ほど川端議員から、ご質問ありました落札業者のですね、落札した金額に対しての直工の部分なんですけど、これにつきましてですね、やっぱり契約後でないという、開示すべきではないという、ちょっと県に確かめさせていただきまして、この場でちょっと出させていただくのは、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

業者のほうのですね、企業のあれがありますんで、落札、契約後にですね、その部分は開示請求をもってするというので、議会ですので、開示請求ということはないんですが、それまではちょっと待っていただきたいと思います。

**15番 川端龍雄議員**

契約後だったら審議できん。

だから、了解するための資料としてさね、判断材料してさね。

**堀秀俊財政課長**

それはわかるんですけど、設計のほうのあれですと、あれなんですけど、落札業者のってい

いますと、落札業者の積算書に基づいてのことになりますので、そのところは、ちょっと控えさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

いつもそこまでの開示というのは、議会のほうでもさせてもらってはいないと思いますので。

すいません。そういうことですので、また後で説明をさせていただきたいと思います。

**平野倅規議長**

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

(午後 5時 28分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 24 年 11 月 30 日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻